

平成20年第1回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成20年6月27日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	総 務 部 長	林 繁 美
総 務 部 次 長	波 佐 間 敏	総 合 政 策 部 長	兼 重 勇
市 民 福 祉 部 長	阿 野 繁 治	建 設 経 済 部 長	伊 藤 康 文
総 合 観 光 部 長	山 縣 博 行	教 育 長	福 田 徳 郎
教 育 委 員 会 長	國 舛 八 千 雄	消 防 長	金 子 正 治
事 務 局 長	坂 本 文 男	秋 芳 総 合 長	小 田 村 治 久
支 所 長	田 辺 剛	支 所 長	佐 々 木 郁 夫
美 東 支 所 長		企 画 政 策 課 長	

市民福祉部長
高齢障害課長
建設経済部長
農林課長
病院事業局長
経営管理課長
会計管理者
監査委員
事務局長

山田悦子
中村弥寿男
藤澤和昭
久保毅
井上真知子

市民福祉部
健康増進課長
建設経済部
商工労働課長
上下水道課長
農業委員会
事務局長
代表監査委員

佐伯由美子
金子彰
矢田部繁範
古屋安生
三好輝廣

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 1 号 平成 20 年度美祢市一般会計予算
- 日程第 3 議案第 2 号 平成 20 年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 3 号 平成 20 年度美祢市観光事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 4 号 平成 20 年度美祢市環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 20 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 20 年度美祢市老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 20 年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 20 年度美祢市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 20 年度美祢市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 10 号 平成 20 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 20 年度美祢市水道事業会計予算
- 日程第 13 議案第 12 号 平成 20 年度美祢市病院等事業会計予算
- 日程第 14 議案第 13 号 平成 20 年度美祢市公共下水道事業会計予算
- 日程第 15 議案第 14 号 美祢市表彰条例の制定について
- 日程第 16 議案第 15 号 美祢市行政改革推進委員会条例の制定について
- 日程第 17 議案第 16 号 美祢市監査委員条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 17 号 美祢市総合計画審議会条例の制定について
- 日程第 19 議案第 18 号 美祢市男女共同参画審議会条例の制定について
- 日程第 20 議案第 19 号 美祢市副市長定数条例の制定について
- 日程第 21 議案第 20 号 美祢市社会教育委員設置条例の制定について
- 日程第 22 議案第 21 号 美祢市青少年問題協議会条例の制定について
- 日程第 23 議案第 22 号 美祢市高齢者保健福祉推進会議条例の制定について

- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 美祢市健康づくり推進協議会条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 美祢市林業振興協議会条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 美祢市都市計画審議会条例の制定について
- 日程第 2 8 平成 2 0 年 3 月 2 1 日告示、第 4 号に係る山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について
- 日程第 2 9 平成 2 0 年 4 月 1 0 日告示、第 5 号に係る山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について
- 日程第 3 0 特別委員会の設置について
- 日程第 3 1 議員派遣について
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 美祢市副市長の選任について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表第4号、議員派遣一覧、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、西岡晃議員、荒山光広議員を指名いたします。

有道議員。

3番（有道典広君） 定例会の初日に、美祢農林開発の事業報告について質疑をさせていただきましたが、誤りがありましたので一部訂正をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） はい。どうぞ。

3番（有道典広君） 私の発言の中に、第三セクターの運営がうまくいかなかったときの対応について、小竹前市長が、「そのような場合になったときは事業を廃止する。」と言われましたと申し上げましたが、実際の答弁では、「当然検討させていただきたいと思います。」との答弁でございましたので修正させていただきます。大変御迷惑かけました。よろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 日程第2、議案第1号から、日程第27、議案第26号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。はい。どうぞ。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） おはようございます。それでは、只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案4件につきまして、

去る6月13日、委員全員出席のもとで審査を行いましたので、その審査の結果を、経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成20年度美祢市一般会計予算について御報告を申し上げます。

平成20年度の一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ158億3,700万円とするもので、本委員会では本委員会所管事項について、執行部より新規事業、主な事業等の説明を受け、その後質疑を受けました。

それでは、質疑・意見の内容を御報告申し上げます。

委員より、勤労者福祉施設管理運営費として、指定管理委託料1,659万円となっているが、3年前より費用が上がっているように思う。前年はどのくらいであったかという問いに対して、執行部より、美祢市勤労福祉会館とサンワーク美祢の指定管理については、本年4月からの3箇年間であり、内訳は、勤労福祉会館が399万円、サンワーク美祢が1,260万円となっているが、前年の委託金については後ほど報告がしたいとの答弁でありました。

次に、委員より、道路台帳の管理、保管場所、閲覧の有無、閲覧料についてはどのようになっているかについて、また、道路台帳作成委託料の280万円について説明をしていただきたいとの問いに対しまして、執行部より、道路台帳は本庁・支所で管理保管し、閲覧についてはその場で関係あることを聞いた後に閲覧に供しています。また、道路台帳作成委託料は、新たに市道に認定、変更あるいは改良された場合に道路台帳等の修正、測量等をして整備する委託料ですとの答弁がありました。

また、有害鳥獣捕獲奨励事業補助金が不足した場合には、補正を組むのかとの問いに対し、執行部より、状況等勘案するとともに、また財政当局と協議することになると考えておりますとの答弁であります。

また、農地・水・環境保全向上対策事業関係で、グループ数は幾らあるのかとの問いに対して、執行部より、旧美祢市地区で9協定、旧美東町地域で4協定、旧秋芳地区で5協定、計18協定が活動しておりますとの答弁でありました。

また、観光費の繰出金1,453万円はどこに繰り出すのかとの問いに対し、執行部より、観光事業特別会計のリフレッシュパーク施設の整備に対する繰出金ですとの答弁がありました。

次に、委員より、林業費の、美しい山づくり事業と更正施設で竹箸をつくる第三セクターは連動性があるのかとの問いに対して、執行部より、究極的にはこの事業で整備した竹林から、美祢農林開発へ竹が供給できると考えています。県下5番目の935ヘクタールの竹林面積を有しており、この整備が必要なことから取り組むもので、伐採した竹材は竹箸の材料として供給することができると考えておりますとの答弁がありました。

また、この事業は来年も継続で実施するのか、また、今年計画3地区について来年も同地区を行うのか、あるいは場所を変えて行うのかと市長の答弁を求めたのに対して、市長より、美しい山づくり事業で生まれた竹材を非常に安いコストで仕入れて製品に加工すれば、財政的な面で非常に恩恵が大きいと言えます。また、整備する山が毎年度変わるかについては、ある一定の面積をもって毎年整備する地域は変わるようになります。なお、この事業については、現在県より単独県費の補助事業がいただける見込みであるとの答弁でありました。

次に、委員より、地籍調査について、地権者でも山の境界がわかる人が少なくなっている。地籍調査完成にも相当の年数を要するので、早い時期に杭だけでも打っておきその後に測量する段取りはできないか。また、新規事業の「八代ぬくもりの里」管理委託料はどこに委託するのかとの問いに対して、執行部より、地籍調査について、進捗状況が悪いことは承知しており、既存の構図等で境界がわかれば先行してくいを打つことも十分考えられる。今度の検討課題とさせていただきたい。また、八代ぬくもりの里の管理者については、地元八代地区の7団体が八代ぬくもりの里という組織を結成されており、この組織に管理を委託していますとの答弁がありました。

次に、委員より、竹の子の水煮と竹の加工設備の建設場所について、美祢社会復帰促進センターの近くで市と等価交換をした土地3万坪のところという先入観を持っていたが、現在、桃の木地区に建設中である。市は、最初そこに計画をしていたのか、また施設が完成したら建設観光委員会が見学することはできるのか、さらにそれら建物の変更、場所の変更等の情報は、市議会議員に連絡してもらうことができないのかとの問いに対して、執行部より、当初社会復帰促進センターの近くを検討位置としていましたが、大量の水を必要とすること等を考慮したときに、旧桃木小学校跡地が条件を全部満たしているということでそこに決定をしました。設備の

完成は8月末を予定していますが、議会の見学については実現できるように調整を図りたい。また、入札については情報公開で、入札後は皆開示しております。原課においても説明等対応いたしますとの答弁がありました。

続いて、委員より、勉強会において、農協、森林組合にどのぐらいの助成金、補助金を組んでいるのか、この委員会で資料を提示していただくよう要請していたがとの問いに対して、執行部より、資料の配付があり内容説明を受けました。それによりますと、山口美祢農協への補助金は、農業技術等農業放送番組作成事業補助金ほか8件分の総額3,287万4,000円を計上しており、カルスト森林組合の補助金は、多目的作業道開設事業補助金ほか2件分、総額1,559万5,000円を計上していますとの報告がありました。

さらに、委員より、新聞等によると農協の不祥事が続いており、県は事業改善命令を出したということですが、市も補助金を支出しており、このようなことから、市としてはどのような今後の改善を求めるのかとの問いに対して、執行部より、指導等は行っておりませんとの答弁があり、これに対し、委員より、今後も報告を求めずに補助金を交付するというスタンスでいくのかとの問いに対して、市長より、非常に多額な使途不明金があるということであり、県も強力な指導体制に入っていることであります。美祢市としても今年度約3,200万円の補助金を出しており、これは税金ですから正当に使われているか見守る必要があります。出しっ放しということは避けなければなりません。これからさらに現実的な方法で審査等を実施していきたいとの答弁がありました。

次に、委員より、秋吉小学校線の改良事業はいつごろから工事に入られるのか。また、秋吉台観光まつりの助成金について、旧秋芳町のときは350万円の補助金と寄附金等で約1,000万円で花火大会が実施されていたが、今回は900万円の補助金が組まれている。まつりの内容等について知りたいとの問いに対して、執行部より、秋吉小学校線改良工事については、平成20年度に測量委託、実施計画を行い、20年、21年度の2箇年間で730メートルを改良すべく県と協議中であります。また、秋吉台観光まつりについては、旧一市二町の皆さんの一体感の醸成、観光まつりが30周年を向かえること、また合併記念ということから規模を広げて開催したい。そのため市としても多額の補助金を組ませていただいておりますとの答弁がありました。

次に、委員からの質問で、保留になっていましたサンワーク並びに勤労福祉会館の指定管理者の委託料について、執行部より、サンワーク美祿は、平成16年度より指定管理者制度を導入し、16年度の委託料は999万円、17年度は1,181万2,500円、18年度、19年度は1,183万5,600円となっております。また、勤労福祉会館は、平成18年度、19年度それぞれ372万4,350円の委託料となっており、サンワーク美祿で80万円、勤労福祉会館で約27万円の増額となっておりますとの答弁がありました。

委員より、3年契約の間に100万円以上も上がっているが、その上げ幅が妥当か試算をしているのかとの問いに対し、執行部より、委託料の増額の主なるものは、灯油の値上がり及び施設の修繕料等であり、サンワーク美祿については年間約1万8,000リッターの灯油を使用しており、これらの経費を積み上げて委託料を算出しておりますとの答弁でありました。

本議案につきましては、そのほかに質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成20年度美祿市観光事業特別会計予算について御報告を申し上げます。

まず、執行部より、合併によって新組織となった総合観光部の説明があり、それによりますと総務課と振興課の2課体制で、総務課は秋芳洞、大正洞、景清洞、リフレッシュパーク、養鱒場の業務を担当しており、振興課については観光イベント、観光振興、観光協会との連携を担当しているとの説明でした。また、予算面については、一市二町の合併により、名称変更による観覧券、駐車場の印刷製本費、エージェントに対する手数料、秋吉台家族村に対する管理委託料、環境衛生会計への繰出金、秋芳洞周辺の駐車場の地主への借地料、エレベーターの部品取りかえとして施設整備工事を行うこと、観光振興費で、観光宣伝旅費、特に今年度はデステーション関係で、首都圏、神戸、京都、横浜を重点的に宣伝を行い、また山口県、山口市、萩市、美祿市、津和野町、JRとの共同で観光客誘致促進協議会を設置し、強力な宣伝母体を確立したこと、観光振興計画を作成するため観光振興総合計画策定事業を実施すること等の説明がありました。

本議案につきましては、質疑を求めるも特に質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致をもって原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号美祢市林業振興協議会条例の制定について御報告申し上げます。

執行部より、本条例は、森林の整備に関すること、鹿、猪等有害鳥獣の駆除に関することなど広範にわたって調査、審議するための協議会を設置するもので、委員として、市議会議員、学識経験者、農林業関係機関、また団体の役員及び市長が定める者としており、この議案は合併協議会の専門部会で協議、作成されたものである旨説明がありました。

本議案につきましても、質疑を求めるとも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致をもって原案のとおり可決されました。

最後に、議案第26号美祢市都市計画審議会条例の制定について御報告を申し上げます。

執行部より、新美祢市は、旧美祢市の全域が都市計画区域に、また旧秋芳町は、秋吉台の一部を除いた区域が都市計画区域に、そして美東町については、都市計画区域が設定されていない状況であります。本条例は、その都市計画区域内にある都市計画行政関係の円滑な運営を図るために審議会を設けるもので、組織としては、学識経験者5名、市議会議員5名、市職員5名とし、今後、総合計画等で土地利用、計画道路、特に必要な施設、その他下水関係の変更等、この審議会の諮問を得ることになると考えておりますとの説明でした。

委員より、5月の固定資産税納期に都市計画税と固定資産税を足したものが来たように思うがとの問いに対して、執行部より、旧美祢市では用途区域内が都市計画税の課税対象であるが、旧秋芳町、旧美東町にあつては都市計画税は課税されていないと認識していますが、所管が違うので調べますとの答弁がありました。このことにつきましては、委員会終了後、やはり旧秋芳町、美東町には課税されておられませんとの報告がありました。

本議案につきましては、その他質疑・意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上、本委員会に付託された議案4件はすべて可決決定され、引き続き委員各位に、そのほか発言があればと求めたのに対して、委員より、萩小郡間地域高規格道路整備促進同盟会議負担金が予算計上されている。これに関連して新聞紙上で11年間塩漬けになっていると発表されているが、私のわかる範囲で説明がしたい。

高規格道路の十文字インターは、美東ジャンクションももちろんであるが、これは開発インターではない。行政インターとなっている。従って、行政が十文字原に土地を購入していたので、事業計画をもって開発をしなければならなかったが、どこを路線が通るか不明で、開発をしようにも計画もできなかった。また、はっきりした時点ではまだ二、三年はあり、そのときに何らかの開発に手をつけておけばよかったが、前町長は合併前に事業に取りかかると借金を抱えて合併することになるということから、市になって計画を立てようという考え方であり、結果として11年間塩漬けという言葉になっているが、やるにやれない事情があった。旧美東町では、県に対して20年度予算の要望書等、移動政調会にも計画書は提出してあるとの発言がありました。

また、委員より、山口美祢農協に何件指定管理者として委託をしているかとの問いに対して、執行部より、農産物加工センターほか3件ですとの答弁があり、さらに委員より、山口美祢農協では指定管理者としての面からも、チェック体制等業務改善を申し入れていただきたいとの意見がありました。

以上をもちまして、建設観光委員長の報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会所管にかかわる農林建設事業及び観光商工事業に関する事などについて、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので併せて御報告を申し上げます。

以上であります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） 失礼しました。観光費の繰出金につきまして、私の方で「5,453万円」と言うべきところを「1,453万円」と間違ってお知らせしたようであります。正確には観光費の繰出金5,453万円であります。

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。南口議員。21番（南口彰夫君） 委員長。先ほどの委員長報告の中で、十文字原の土地開発の問題について御報告がありました。で、これ別に委員長がどうこうっていうことではありませんで、中で行われた議論と比較をしながら聞いていただきたいと思っております。

これ、さきに先日県議会が開かれておりまして、その県議会でもこの美東町の土

地開発公社の問題が取り上げられている。で、これ今から読み上げるのは県の答弁なんですよ。県側の答弁。で、「県として、旧美東町土地開発公社に対する県の監督責任につきまして6点のお尋ねにお答えいたします。」という答弁がなされている。で、6番目に、一挙に6番目行きますが 6番目というか3番目です。

次に、これまでの旧美東町土地開発公社に対する指導についてであります。県としては毎年事業実績調査を実施し、長期保有土地につきましては、その状況や処遇方針を把握した上で積極的に処分するよう助言しているところでありまして、お示しの十文字原用地につきましても、長期保有が公社のみならず設立団体の財政運営に与える影響も少なくないことから、美東町及び公社に対して長期保有の解消を求めてきたところでありまして。

このような答弁が県議会で公式になされて、早い話が一般的にですよ、一般的に3年5年単位を見て、開発事業なされないということで土地を保有していると公社のみならず町に与える財政的、運営に与える影響が大きいので、負担になるので早く処分をしろという指導も長年やってきた。そういう、恐らく県が指導してきたということだから事実だろうと思う。でそういうことを含めてある程度議論がなされたものか、そういう点をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） お答えします。

県議会の方での指針といいますか、代表質問か一般質問か承知しておりませんが、二、三日前に多分それがあったんだろう。で、私どもの常任委員会は13日に開催をしております。従って、県議会よりも以前に審査をしておりますので、その辺は承知をしていません。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 時系下の問題、時間の差があるからそういう点は矛盾が当然出てくるだろうと思います。委員会審議においては。

ただ、大事なのは、長期に土地を保有しちよるから、長い間県としては処分しろという指導をしてきたというこの、これは答弁じゃなくって、旧美東町においてそういう指導をしてきたんだというのが県の見解なんですね。そうするとその事実も含めてある程度の議論かもしくはそういう経過が 既に旧美東町は解散してまますし、それから旧美東町の土地開発公社は精算団体になっていますから、直接関係を

している担当者なりが、執行部側、もしくは議員の側にだれも一人もいなかったと、かかわっていた人が。旧美東町のこうした事業に。ということになるんですかね、出席者の中で。委員会の。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） お答えします。

答弁になるかどうかわかりませんが、美東町でありました今回の十文字原開発関係については、私も旧秋芳町出身でありますから、その内容がどのような事実があったかということについては一切承知をしておりませんし、さきの本会議で、この件については、市長より、調査をする必要があれば調査をするという答弁がありましたので、それ以上の私は発言は差し控えさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。いいですか。

21番（南口彰夫君） はい。

議長（秋山哲朗君） そのほか、委員長に対する、報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 1点ほどお尋ねをしたいと思います。

委員長報告の中でJA山口美祢の協賛に対する補助金の、どう言ったらいいんですか、内訳を委員会で配付したということの中で、8件の3,287万4,000円が補助金としてあると。多分その中にあるんだろうと思うんですね。一般会計予算書の 見てない。予算書持っていらっしゃいますか。 219ページに農業技術等農業放送番組放送制作補助金790万っていうのがございます。これの事業内容。

それから、もう一つは、221ページに山口多彩な園芸産地育成事業補助金666万6,000円というのが計上されております。

もう1点は、農産物安心・安全システム導入事業補助金75万円。この三つの補助金についての これは多分農協さんだろうと思うんですが委託先は。間違ったら訂正いただきたいと思います。委託先と、それから事業内容についてどの辺まで議論されたのか。

それから、ちょっと見落としてるかもわかりませんが、平成20年度の予算概要の中の主要事業の中に、どうしても多彩な園芸産地育成事業補助金っていうのが、今見たけどちょっとわかりませんので、予算書の方からお尋ねをするわけでござい

ます。

一つは、先ほども申し上げましたように、特に産地育成についてあるいは食の安心・安全については、今本当に市民の皆さん方も関心の深いもんでございますし、きのうも私どものところへ農水産課の方から来られて、ウナギの例の産地の偽装事件。こういうものもたくさんございまして、特に市民の皆さん方の関心は強いと思いますね。従って、どういう取り組みをする目的の補助事業なのか、その辺までの御審議あったかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） お答えします。

その辺の発言等についてはございません。質疑をいたしておりません。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 済みません。質問の仕方が悪かったんだろうと思う。「その辺のはいたしておりません。」ってどこ指されたんでしょうか。私3点申し上げたと思うんですが。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） 3点すべてにわたってです。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。よろしいでしょうか。

24番（竹岡昌治君） はい。

議長（秋山哲朗君） その他委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

教育民生委員長（布施文子君） おはようございます。只今から教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案11件につきまして、去る6月17日に教育民生委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成20年度美祢市一般会計予算についてであります。歳入歳出合わせて158億3,700万円であります。本委員会では、所管の予算につ

いて、特に補足を要する新規事業及び主な事業等について執行部より説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、学校の耐震工事について、一次診断と二次診断が行われていると聞かすが、その実施計画と実施時期について伺いたいとの質疑に対し、執行部より、耐震の第一次診断は30棟すべて済ませています。それをもとに耐震計画書を本年度中に作成し、第二次診断または耐力度調査を行います。その結果、基準を満たしていないものについては早急に工事をしなければならないと考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、美祢市外障害者施設に通学をする児童生徒に対する援助、または補助はないのかとの問いに対し、特別支援学級に通学する者に対する補助については学校の方で手続が行われるようです。通学援助品については、宇部総合支援学校はスクールバスが美祢まで迎えに来ており、それが補助であると考えられます。また、福祉サイドの援助としては、療育手帳を取得しておられる方はタクシー券の補助がありますとの説明がありました。

委員より、美祢市内に支援学級がないため、市外へやむなく行くのであるからぜひ検討いただきたいとの要望がありました。

次に、委員より、高齢者の緊急通報整備委託料が388万2,000円を計上しているが、委託先とその内容について質疑がありました。執行部より、委託の内容はシーモスという会社とマリコムという会社にシステムの設置をしているものです。方式としましてはセンター方式と転送方式の二通りをとっています。前者の方は連絡すると警察・病院・緊急に連絡が行きます。公社は、通報先の委託として、美東悠々苑と青景園を指定し、そこから消防、病院へ連絡されるというものですとの答弁がありました。

また、委員より、学校安全体制整備事業委託料について、本年度は豊田前地区と厚保地区ということであるが、委託料も事業内容も昨年の於福地区と同じかという問いに対し、同じであるとの回答がありました。

また、委員より、カルストの湯と秋吉台国際芸術村の管理運営について、併せて秋芳洞の保護管理についての質疑がありました。特に秋芳洞については、新市になって文化財保護課が新設されたにもかかわらず、予算は社会教育課の中に位置づけ

られている。この設置と予算についてどう考えているのかとの問いに対し、執行部より、まずカルストの湯については、地元の寄附金によってスタートしたとのことで、入湯料については、市内の方は大人200円、子供100円、岩永本郷の方であればその半額という優遇措置があります。今後の運営については、カルストの湯運営協議会規則にのっとり協議会を設置し、地元の意見を聞きながら検討していこうと考えております。

次に、秋吉国際芸術村の管理運営について、運営費は過去5年間で9億6,814万7,000円であります。純粋に施設にかかる費用2億3,800万円は県が負担し、残りの7億3,014万7,000円を県が8割、市が2割という負担割合になっています。また、職員は現在2名であります。施設運営の方法については今後の実績等を兼ね合いながら有効な活用方法を考えていきたいと思っております。

次に、秋芳洞の保護管理については、文化財保護費の項目が社会教育の中にあることについては財政部会の方で審議されたことですが、今後検討すべきことかもしれませんが、秋吉台の管理保護費について、まず、管理は1名ふやして166万6,000円を計上しています。これは秋吉台科学博物館の学芸員が兼務しております。貴重な財産でありますので、今後も観光総合部とともに協力しながら保護管理に万全を期していきたいと思っておりますとの答弁に対し、委員より、予算面の改善とラムサール条約によって地下水系に特別な価値を見出されたのであるから、開発と保護について十分な予算措置をお願いしたいとの要望が出されました。

次に、委員より、4点の質疑がありました。1点は、社会福祉協議会に対する助成は主に人件費と考えるがそれは何人分なのか。また、予算はどのような事業に使われているかとの問いに対し、執行部より、人件費の総額が6,513万7,000円で事業費が35万、高齢者相談事業が84万、食の自立相談支援が80万円あります。これは14名分の人件費でありますとの答弁でありました。

2点目の質疑は、ごみ及びし尿等、増加傾向に対する今後の見通し及びプラスチックごみに対する回収方法について質疑がありました。執行部より、現在ごみはカルストクリーンセンターで処理し、し尿は衛生センターにおいて処理をしています。カルストクリーンセンターは10年、衛生センターは20年稼働しておりまして、し尿処理施設は老朽化が進み、今後の検討課題ではありますが、今年度につきましては予算措置は行っておりません。旧組合のときに一時的な増量に対するための貯

水槽を設けて負荷のかからない操業を行う形をとっております。生し尿浄化槽汚泥は、18年度、19年度は減少の傾向にありますが、し尿1に対し浄化槽の汚泥が2という現状の中で、今後衛生センターの老朽化の問題も含めて検討をし、取り扱いの具体化を図っていかねばならないと考えております。プラスチックごみについては、一市二町の取り扱いが異なっております。美祢市は埋め立て処分をし、美東、秋芳町では萩市の企業に焼却を委託しております。美祢市の処分場も2017年には満床になることから、今後埋め立てにするか焼却処分費を払って処分するか検討中であります。目下、重油の高騰の中、地球温暖化の協議会も立ち上げておりますので、今後の取り扱いについては検討していきたいと考えておりますとの答弁がありました。

3点目の質問は、就学援助費について。一市二町において設定の基準に違いがあるのか、その金額についてはどうかとの質疑に対し、一市二町すべて同じ基準であり変更はありません。19年度は156児童、割合は10.48%、本年度は142児童、約9.8%で随時受付を行っておりますので定員は増えると思っております。中学校は19年度認定84名、10.59%、本年度70名、割合は9.044%でありますとの答弁がありました。

また、委員より、小学校のプール事故が報道され、美祢市でも過去に痛ましい事故があったが指導はどのように行われているか。またAEDの設置状況をお尋ねしたいとの質疑に対し、執行部より、本日の下関市の事案を受けて、直ちに次の4点を各校に指示いたしました。1、朝、児童・生徒の健康管理をチェックすること、2、プールに入る前の準備運動をしっかりとすること、3、教職員はプールに入って指導をすること、4、蘇生法の講習会を計画的に実施することをいま一度チェックすることの4点を学校に指示いたしました。また、AEDの設置状況については後日回答をいただいたのでありますが、AED、すなわち心臓がとまったとき電気ショックの装置のことではありますが、市内の小・中学校へのAEDの配置は今いたしておりません。今後は配置についても検討してまいりたいと思っておりますとの回答がありました。

また、委員より、学校給食の共同調理場は市内8箇所、自校が4箇所との説明があったが、その運営に当たる正規調理員は何名配置されているか。燃料高騰による給食費の値上げ等についての見通しはどうかとの問いに対し、正規調理場にはすべ

て正規職員がおり、自校方式の4校のうち、1校は臨時職員で対応しております。燃料費につきましては、使用を極力控えていただくようお願いをしておりますが、予算については高騰前の実績で計算しておりますので、若干不足は来すと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、児童クラブについて、一市二町の設置状況及び今後の方向性について質疑がありました。執行部より、旧美祢市に3箇所、秋芳町に2箇所、美東町1箇所の計6箇所ですが、現在於福から申し出がありますので、最終的には7箇所の運営になりますとの答弁がありました。

委員より、3点の質疑がありました。一つは、墓園の維持管理費について約100万円が計上されているが用途は何か。将来的には維持管理費または会費が必要になるのではないかと。2点目は、合併処理槽について、法人に対する補助金はないかと。3点目は、市内の施設に対する指定管理者制度の導入について、今後の方針を伺いたいとの質疑に対し、執行部より、墓園事業142万5,000円のうち、100万円は地盤沈下のため13区画移転しましたので、その跡地の整備にかかる費用であります。現在499区画あって19年度に32区画増設を行いました。これの維持費増額についても問題になると思いますが、現在管理委託については地元周辺の方にお願ひし、できるだけ少ない金額で御協力をいただいております。2点目の合併浄化槽の企業関係への補助金については、県や国にも制度がなく、財源的にも厳しい問題であるので、今後担当部局も含めて検討した上で御相談いたします。3点目の指定管理者については、生活環境課だけの回答についてですが、例えば火葬場については3年が経過し、利用者から清潔感があり、接客も大変よいという評判もありますことから、積極的に導入を図っていくことを考えておりますとの答弁がありました。

その他の施設関係については、市長より、次のような答弁をいただきました。基本的には民間活力を使わせていただくという時代的なトレンドがありますが、行政として費用対効果、安全性、サービス等を考えて個別に検討を要します。特に合併して間がないことですので3点を考慮して考えてまいりますとの答弁がありました。

また、委員より、合併して、成人の日、敬老の日、体育的行事等市民としての一体感を醸成するために今後どのように運営されるのかとの質疑に対し、市長より、成人式、敬老の日等は費用対効果や地域の伝統及び市民の一体感を醸成と併せて考

慮すべきであります。地域審議会を立ち上げ、地域の要望や意見を十分くみ取り、議会とも協議をして総合的な判断をさせていただきたいとの答弁がありました。

その他の意見・質疑はなく、本議案に対しまして、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部から特に説明を要する事項について説明がありました。

質疑について御報告申し上げます。

委員より、税の滞納分について厳しい数字が上がっているが、内容について教えてもらいたいとの質疑に対し、一市二町の繰越分を計上していますが、個々の数字については資料が手元にありませんとの回答でありました。委員より、資料について後日御回答をいただきたいとの依頼に対しまして、翌日、担当課長よりそれぞれの繰越金及び収納対策について、文書にて御回答いただきましたのでここで御報告申し上げます。国民健康保険税の滞納額、旧美祢市1億1,982万2,668円、滞納者数438人、旧美東町2,536万9,042円、滞納者数96人、旧秋芳町763万4,389円、滞納者数47人、合計1億5,280万6,099円、滞納者数581人ではありますが、そのうち74人は市外転出者です。徴収につきましては電話や文書による催告、個別訪問を繰り返し行っております。1年間未納者には、有効期限の短い短期証を交付していますが現在163名であります。悪質な滞納者については資格証明書を交付しております。現在19名です。今後の取り組みについては、定期的にチームを編成して個別訪問、短期被保険者証の有効活用により、滞納者との接触回数をふやし、納税相談や納付計画を立てて納税につなげます。悪質な滞納者については資格証明書を積極的に交付するとともに、関係各課と連携をとって滞納整理を実施し、預金口座の差し押さえ等も検討いたしますとの御回答をいただきました。

この議案につきましては、その他質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成20年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算についての質疑であります。委員より、このたびの繰上充用金3,270万円は何年から何年までの額か、対象者が何人あるのかとの質疑に対し、執行部より、昭和59年度からのもので、人数は、旧美祢市が7名、秋芳町分が2名、合計9名となりますと

の答弁に対し、委員より、だんだんと膨らむことのないよう努力をお願いするとの要望がありました。

本議案につきましては、その他の質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号平成20年度美祢市老人保健医療事業特別会計予算についてであります。

この議案に対しましては質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計予算についてであります。

質疑について御報告申し上げます。

委員より、配食サービスの内容と利用者数及び事業者数について質疑があり、執行部より、このサービスは独居老人の方、食事のつくれなない方に行っています。負担金は1,000円で提供して、利用者負担は690円ですが、非課税世帯の方、老齢福祉年金受給者の方、生活保護の方等には負担軽減をいたしております。年間約2万2,000人分の予算を計上いたしております。事業者数は美祢地域が4社、美東、秋芳町で1社ずつ、計6社でありますとの答弁がありました。

本議案につきましては、その他質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

次に、議案第10号平成20年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算については、特に質疑・意見はなく、採決の結果、全会一致にて可決されました。

次に、議案第20号美祢市社会教育委員設置条例の制定についてであります。執行部より、これは市民の社会教育活動を振興、充実させるために社会教育の課題等に関する協議や研究、調査をし、教育委員会に意見具申や答申を行うための委員設置でありますとの説明がありました。

この議案につきましても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

次に、議案第21号美祢市青少年問題協議会条例の制定についてであります。これは、青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項を調査、審議するとともに、その施策の適切な実施に必要な関係行政機関

及び関係団体相互の連絡調整を図ることを目的としたものでありますとの説明がありました。

本議案につきましても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

次に、議案第 2 2 号美祢市高齢者保健福祉推進会議条例の制定についてであります。

執行部より、この条例は、介護保険制度の円滑な運営、老齢福祉計画及び介護保険事業計画策定並びに計画の推進を図るために設置するものであり、委員 1 8 名以内とし任期は 3 年でありますとの説明に対し、委員より、かつて美東町で介護保険第 1 号被保険者代表として選ばれた方によると、内容がさっぱりわからないのが実情のようであるが、選考についてよい方法はないのかとの問いに対し、執行部より、条例第 3 条には、組織の中に介護保険第 1 号被保険者の代表者と書いており、またこれを入れるように強い指導も受けております。人選につきましては基本的には公募をかけたいと思っております。総合支所等の意見を聞きながら人選をしていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

この議案につきましては、その他の質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

次に、議案第 2 3 号美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。執行部より、老人憩いの家の管理については、旧美祢市において行政改革の一環として廃止または民間譲渡を検討してまいりましたが、このたび利用者の少ない於福老人憩いの家の廃止について、利用者との協議が整い、代替施設として於福公民館の利用について同意を得たので、これを廃止することについて所要の改正を行います。この条例は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行しますとの説明に対し、委員より、建物は更地にするのか残すのかとの質疑に対し、今後上層部や財政課と相談しながら検討をいたしますとの回答がありました。

さらに、委員より、厚保老人憩いの家について、入浴施設の利用者数はどうかとの問いに対し、1 9 年度の実績で 7 8 2 名、月平均 6 5 . 2 人ですとの回答がありました。

委員より、この施設の看板が薄れてわからなくなっている。ここだけではなく、観光客を誘導するためにも、市内全域において看板等きちんとした表示をしていた

だきたいとの要望がありました。

本議案に対しましてはその他質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

最後に、議案第24号美祢市健康づくり推進協議会条例の制定についてであります。

執行部より、市民の生涯を通じた健康づくり対策を推進するために、医師会など関係機関及び団体、学識経験者等で構成され、小児から高齢者に至るまでの健康づくりの方策を総合的に審議し、市民の健康増進を図ることを目的として制定するものでありますとの説明に対し、この議案につきましては質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で、委員会に付託されました議案11件につきまして、審査の経過と結果についての報告を終わります。

次に、委員から出されましたその他の項目について報告をいたします。

まず、委員より、審議をするのに机上審査だけでなく現地視察も行い、お互いに垣根を取り除くことが望ましいとの案が出されました。

また、委員より、ごみ袋の小がなくなったので、高齢者の方には抱えられないという声を多く聞いた。再度発行はできないかとの問いに対し、執行部より、一市二町の可燃ごみ袋の大きさが異なっており、合併協議会で審議し、50リットルの大と30リットルの小で対応することを決定いたしました。20リットルの小は利用率も少なかったこと、秋芳町は使用していなかったこともあって廃止いたしました。復活してほしいとの電話も複数届いています。条例改正の必要もありますので、上層部とともに検討したいと考えておりますとの回答がありました。

以上で、6月17日に開催いたしました委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども、現地視察等の要望も含めて、引き続き調査をすることを議長に申し出ておりますので併せて御報告いたします。

以上で終わります。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 先ほどの委員長報告の中で、国民健康保険料の滞納者の問題が意見が出たと報告がありました。その滞納者について、悪質な滞納 悪質滞

納者という提起は何度かなされたと今聞いたんですが、悪質滞納者というのがどういものが悪質なのかはさて置きまして、滞納者の中に善意な滞納者とは言いませんけど、払いたくとも払えないという実情がある滞納者は私はたくさんあると、私自身生活相談を受ける中で、実際に払えないという場合はどうすればいいかっていう相談をたくさん受けているんですが、そういう視点からでの議論がどのようになされたのかをまずお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君） お答えをいたします。

この件につきましては、資料がその日にございませんでしたので、次、翌日資料として手にいたしましたので審議はいたしておりません。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 委員会運営として、委員長が当然委員会運営を取り仕切るんですね。悪質滞納者だけ強調されると、払いたくとも払えない人たちも含めて、滞納者はすべて非国民かもしくはこの美祢市に住んじょる、それこそ悪人のように聞こえるんです。で挙げ句の果てに保険証は交付しないという処置までをとるといふことであるならば、少なくとも休憩をとってでも、払いたくとも払えない滞納者の問題については、この議会の中でも、私のみならず保守系議員も含めて何度も取り上げられたと思う。特に、これはもう旧美祢市とかにかかわらず、国民健康保険税の税の仕組みなんですね。応能応益、資産、所得、それぞれのその割合に応じて課税されるようになってる。特に、例えば美東町にも町役場を中心に、かつては大きくはやった商店街があるんです。秋芳町にも秋芳洞を中心にしながら、それからバスターミナルを中心にして、秋芳町、旧秋芳町役場の周りには商店街と言われるもんがあったと聞き及んでおりますし、美祢市にも、新美祢市にも伊佐町、それから吉則の中には今も商工会が中心になって活動しようとしている。ところが資産割という課税の仕方の制度のために、今ほとんど美東町であろうが秋芳町であろうが、特に美祢市の商店街を見ても、それこそ開店休業なんです。

ところが、美祢市の一つとっても、例えば美祢市の中心地には都市開発計画で、指定された地域に特別高い課税がなされるようになっていきます。ところが商売は全く成り立たないと。片やもう高齢化して、所得ですね今度は。所得はほとんど商売

人や、またもうひとつ力を持っているのは農林業者なんですね。山や林業を持っているが、資産はあるが収入はかろうじて国民年金なんです、ほとんど。公務員や学校の先生や事業所で働いていれば共済年金や厚生年金を受け取ることができるんです。公務員であれば高収入を見ればきりがありませんけど、20万円から30万円台までの制度がありますし、厚生年金見ても平均的に約20万円の所得なんです。

ところが、一番最も国民健康保険税（国民健康保険料額の対象となる国の皆保険制度の中で、その対象となるのが自営業者なんです。その自営業者が、今商売人も含めて農林業者が大きく行き詰まっているのがこの新市の状況じゃあないかと思うんですね。それを何とかしなければならないというのが大きな課題なんです。

そうした中に国の制度に倣いながら、山口県も平均的なところでその国保税が課税をされちよるんです。そうすれば国民健康保険税の、いや国民年金の高いところでも月額6万5,000円程度、最低の老齢年金であれば2万円程度なんです。平均4万数千円って言われとるんですね。1箇月。これ1人ので見れば生活保護法の適用以下なんです。そういう実態がありながら、しかし、この町の中心地に住んでいれば、それで昔商売をしていたと。ところがもうほとんど行き詰まって閉店休業のような状態にありながら、都市計画税も含めながら課税をされて、高い国保税が押しつけられている。これは払えなくても当たり前っちゃがあるんですよ。払わない法律ですから。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） どんな状況であろうが……。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。もうちょっと、お願いします。

21番（南口彰夫君） どんな状況であろうが法律で定められたものですから、悪法は悪法でも法は法ですから守らされなければならないと。

ところが、これをひとまとめにして、悪質滞納者ということには私はならないと。悪質滞納者っていうのはごく一部のはずなんです。

ですから、最も大事な議論が私はなされていないと。少なくとも今の委員長報告の2度目の、いや、今の再度お聞きした点では資料が後日出てきたが、一番大事なところを審議しないまま、ごく一部の悪質滞納者の報告だけなされて、市民の生活実態をきちんと把握した審議ではないと、こう私はと思いますが、委員長はどうですか。

議長（秋山哲朗君） 布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君） お答えします。

御説ごもっともと思いますが、この議案は国民健康保険事業特別会計についてでございますので、滞納を中心に審議したわけではございません。その点を御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 特別会計ですから、なおさら特別会計の全体を把握した審議が必要なんではないかと思うんですね。で、その中の少なくとも滞納の報告が一部、悪質滞納者のみが強調されて報告されているわけですから、当然、例えばことし美祢市の150何億の予算の議論するにしても、当然それぞれの所管の中で税の滞納の問題は、何の事業をやるうが一応審議の中心地に座らざるを得んのですよ。歳入予算を組んで、それがそのまま歳出でつながれば何ら行政運営は問題ないんです。ところが、歳入に思ったように入らないというところにいろんな行政のジレンマが起きてくるんですよ。難しい問題が。ところがそこで一番問題になるのは税の滞納なんです。でそれを評価なり議論をするのに、公平で公正な議論になってないんじゃないかと。

もっと言えば、委員長の委員会運営のあり方そのものが私は問題だと思います。今の市民の小さな商いをしてきたとか、農林業者が長い間国保でお世話になってきたのは事実だろうと思う。

ところが、高齢化をして、わずか掛けてきた年金がそれこそ生活を支えるだけの年金になってない人たちが美祢市内にはたくさんおるんです。で、その実態を踏まえた上で国保の制度のあり方も含めながら特別会計を議論すべきではないかと。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ということでいくならば、その報告だけでなく、委員会の審議の中で悪質という問題が出れば、委員長の責任を持って実態をその委員会審議できちんと反映させると。善意の滞納者がおるとは言いませんが、払えなくても 払いたくとも払えないというたくさんのお納者がおると、これはきちんと報告すべきではないかと思うんです。どうですか。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。今言われるのごもっともとでありますので、今後

委員会等で今の御意見も踏まえて検討していくという　あくまでも委員長報告ですから、検討していくということで御了解していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

そのほか、教育民生委員長に対する質疑はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君）　今の（聴取不能）

議長（秋山哲朗君）　マイク。

6番（三好睦子君）　保険証　今、先ほどの報告の中で、保険証の中で短期保険証と資格証明書を出すと言われました。その中で短期の方が163人、資格の方が19　163世帯ですかね。で、資格証明の方が19世帯って言われましたが、この方たちの中で子供たちの世帯があるのではないのでしょうか。短期証明書で医者にかかるってなかなか地元ではかかりにくいということもありま　全額、資格証明書については全額負担にはなります。それで、子供の育ててる子供のいる家庭ではこのような証明書を出すべきではないと思いますし、今内容として何世帯あるかを聞きたいのと、必ずしもこの保険証の取り上げが国保の滞納の納税率を上げることにはならないと思いますが　ならないと思います。

そして、子供たちのいる家庭では取り上げをしないようにってということも議論していただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君）　三好議員。（「議論があったかって」と呼ぶ者あり）　そういう議論があったかということで、今、委員長報告に対する質疑ですから、そういう.....。

6番（三好睦子君）　ああ、済みません。そしたら163人の中で子供さんの世帯が何件ありましたでしょうか。

議長（秋山哲朗君）　いや、そうじゃなしにそういう議論があったかどうかということの、委員長報告に対する質疑ならわかりますけども、執行部じゃないですから。

6番（三好睦子君）　はい。議論がありましたでしょうか。（「はい。よろしい」と呼ぶ者あり）（笑声）

議長（秋山哲朗君）　布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君）　議論はございません。（「なら、何で議論せんやったかね」と呼ぶ者あり）

議長（秋山哲朗君）　委員長報告に対する質疑ということで御理解をしていただき

たいと思いますけども、よろしいですか。

6番（三好睦子君） はい。

議長（秋山哲朗君） どうぞ。三好議員。

6番（三好睦子君） 後期高齢者医療保険のことに、何もなかったって言われましたが、なかったんでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君） ございませんでした。

6番（三好睦子君） わかりました。

議長（秋山哲朗君） そのほか、教育民生委員長に対する質疑はございませんか。竹岡議員さん。

24番（竹岡昌治君） 教育民生委員長のきめ細かな委員長報告をお聞きして審議内容がよくわかりましたが、1点だけちょっとお尋ねをしたいと思います。2点ですか。済みません。

小学校の英語活動事業の業務委託料が140万、これ新規事業だと思うんですね。で、小学校の低学年、いわゆる1年生2年生が学期で1時間って書いてあるが、1学期で1時間ってということは年間3時間、いや4時間ですか。3時間ですか。そういう短い時間。それから、3年4年は月1時間って書いてあるが、私の見方が違うかどうかわかりません。で5年、6年生で月が2時間。非常に時間が少ないんですが、これ導入期だからちょっと少なくして、ことしやってみて効果があれば後年これを継続しながら時間をふやすというような議論があったのかどうかっていうのが1点。

それから、もう一つ、一番市民の関心が強いんですが、これも旧美祿市において残念ながら実現をしなかったんですが、総合福祉会館のセンターっていいですか会館ですか、そうしたいわゆる障害者も含め、それから本当に子供からお年寄りまでという、そうした総合的な福祉の会館の必要性について議論があったかどうか。2点ほどお尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君） お答えいたします。

英語指導の件につきましては協議はございませんでした。

2点目がちょっと、最初の部分が聞き取りにくうございました。早期、何ておっ

しゃいましたか。もう一度。

議長（秋山哲朗君） 総合福祉会館ということですか。

教育民生委員長（布施文子君） 総合福祉会館ですか。障害者のですか。何の総合福祉会館ですか。

24番（竹岡昌治君） 早く言えば総合保健福祉会館のようなもんです。かつて美祢市は、自民党の移動政調会長 政調会の中でも要望を重ねてきたわけです。そのことに対しての何らかその必要性についての議論があったんであるかどうかどうやろうかと。いわゆる基本計画までは さっき基本計画だったと思うんですがまでは数年前につくり上げた。しかしながら、それぞれの位置の問題だとかいろんなことで頓挫したまんまになってるわけですから、そのことに対して必要性なり今後の見通しなり、そうしたものの議論があったかどうかお尋ねをいたします。

議長（秋山哲朗君） 布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君） お答えをいたします。

その点につきましては、保健福祉センターという名前で私ども以前協議をしたと思いますが、その件につきましては今回協議がいたしておりません。出ておりませんのでお答えいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか、教育民生委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

この際、暫時、午後1時まで休憩したいと思います。

午前11時32分休憩

午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩に引き続き会議を開きます。

総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） 皆さん、こんにちは。お昼からのひとときですけれども、少し長くなると思いますけどしばらくおつき合いいただきたいと思います。

只今より総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案13件について、去

る6月18日に委員会を開催し、委員全員出席のもとで審査いたしましたので、その経過と結果について、審査の順に従って御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成20年度美祢市一般会計予算についてであります。

本議案については、本委員会所管の事項について、審査に先立ち執行部より説明を受けましたので、主なものを御報告いたします。

まず、歳出において、議会費として1億7,675万6,000円を計上しており、そのうち議員人件費については合併前の議員数は35名でしたが、新市では26名分を計上しております。また、会派政務調査費交付金は128万7,000円を計上しており、その内訳は1箇月4,500円の11箇月分26名ですとの説明がありました。

次に、総務費において、旧一市二町では市長、町長等特別職7名分の人件費が前年当初予算では8,100万円程度でしたが、新市では市長、副市長の特別職給与として2,601万5,000円を計上しております。

一方、一般職員人件費は、新市になって衛生組合、消防組合等の職員を一般会計の職員として組み入れており、同様な職員の範囲で比較すると前年度397人が本年度は393人で4名の減員となりました。その結果、一般職員の職員給の総合計は31億7,712万4,000円となっております。さらに、防災対策関連経費では、新市になって新しく地域防災計画を策定する経費を595万円計上しております。

次に、男女共同参画推進事業、国際交流推進事業、新市発足記念事業の三つの事業予算を計上しています。そのうち国際交流推進は、合併1周年を記念した折に、友好都市訪問団を受け入れるため、また、新市発足記念では新市発足の1周年を記念する式典の開催を予定しております。また、ことしと来年で美祢市総合計画を策定することにしており、これに関連して680万円を計上しています。また、地域活性化対策事業として、18年度から3箇年で計画している秋吉台ワイナリー開発事業への補助金を計上し、人口定住促進事業としては、土地開発公社の造成事業補助金4,523万9,000円を計上しております。これは、美祢住宅団地、美東関係、秋芳関係への主に利子補給であります。

また、ふるさと創生事業費において、市内の青少年の海外派遣研修事業に伴う旅費の一部の補助として281万3,000円を計上しております。

次に、電算管理経費で税システムや住民情報に係る電算システムと庁内の財務システムに係る経費 9,439万8,000円を計上しております。

また、生活バス路線対策事業でバス事業者6社への運行経費の赤字補てん分として、乗合バス支援事業補助金 9,781万5,000円を、またミニバス等地域密着型交通網計画策定負担金を 250万円計上しております。

また、区集会所建設補助金 546万8,000円を計上しております。これは新市の集会所等における補助金でありまして、新築においては150万円、改修については50万円を限度に補助金を交付しているものです。

次に、公営企業金融公庫が平成20年10月1日に廃止されることに伴って、新たに地方公共団体が共同して設立する地方公営企業等金融機構に対する出資金として260万円を計上しております。

公債費では、元金として24億8,538万3,000円を計上しており、地方債の利子としては3億6,955万3,000円を計上しております。

次に、歳入においては、地方特例交付金として3,048万8,000円、特別交付金として350万2,000円、次いで地方交付税においては普通交付税58億円、特別交付税10億5,000万円を計上しております。繰入金として、基金からの繰入金合計4億1,092万8,000円を計上しております。

次に、市税の総額が34億840万5,000円となっております。このうち市民税が13億3,938万5,000円、固定資産税は16億5,059万7,000円、軽自動車税は7,700万7,000円、市たばこ税が1億6,821万7,000円、鉱産税が6,044万2,000円、入湯税が150万円、都市計画税が1億1,125万7,000円であります。

このうち都市計画税につきましては旧美東町、秋芳町には課税はありませんでしたが、旧美祢市においては課税がなされております。この税につきましては都市計画区域のうちの農用地区域を除いた区域で、都市計画法に規定する用途区域及び公共下水の供用開始のあった区域が課税対象となっており、税率は0.3%であります。

続いて、国及び県よりの譲与税及び交付金であります。まず、自動車重量税譲与税が1億6,090万円、地方道路譲与税が5,540万円、県からの利子割交付金が1,250万円、配当割交付金が1,420万円、株式等譲渡所得割交付金が

900万円、地方消費税交付金が2億6,500万円、ゴルフ場利用税交付金が3,890万円、自動車取得税交付金が1億2,220万円となっておりますとの説明がありました。

主な質疑・意見について御報告申し上げます。

委員より、都市計画税について、秋芳、美東は初めのことなので詳しく説明をお願いしますとの質疑に対し、執行部より、旧美祢市における都市計画の指定区域の図面を示して、主に市街地を中心として区域が指定されております旧美東、旧秋芳においても指定はあったと思いますが、税としては課税されておりました。この指定のある区域の家屋、土地、それに課税がされておまして、それ以外に公共下水道が開始された区域、これの地番指定がされますので、その地番について課税対象となるわけでありますとの答弁がありました。

他の委員より、都市計画区域に指定された区域でもいまだに下水道はおろか水道も通っていないところもあるので、都市計画区域というものについて、都市計画区域審議会で整理、見直しをしていく必要があるのではないかとの質疑に対し、執行部より、都市計画区域審議会の設置の条例を上程しております。この条例によりまして設置ができれば審議会の中で含めて検討していくようにしたいと思っております。基本的な都市計画区域とはなんぞやというところからきちっと整理していく必要があるのではないかとはい思いますとの答弁がありました。さらに委員より、それでは一度精算をして都市計画地域の選定の規定をいま一度議論をし直し、地域指定を見直すということを前提に検討するということでもいいのかとの質疑に対し、執行部より、今までの都市計画区域をリセットすることは不可能だと思います。むしろ見直しといった方が正しいのではないかとはい思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、借換債について、借り換えることによって年間どれぐらいの効果があるのか。また、基金の取り崩しが4億1,000万ありますが、現時点で繰越金の額はどれくらいあるのか、また総務管理費の中にある会計管理費、手数料695万9,000円の性格はどういったものか、また、徴税費の過誤納付金還付金及び加算金というのが4,107万円あるが、これは徴税に当たっての手違いによる還付がこれだけもあるのかどうかとの質疑に対し、執行部より、借換債の関係について、公営住宅建設事業利用債借換債、学校教育施設等整備事業債借換債というように、昭和60年から平成2年の間にそれぞれ起債を起こしたものについて、

その当時金利が6%を超えていた借り入れであります。現在の市場金利等から借り入れ利率がおおむね2%程度ということが予測されますので、借り換えることによって約4%以上の利差が生じる見込みでございます。この一般会計で本年度分に限って試算してみますと約1,100万円程度公債費の利子の減少は見込めると考えております。この公営住宅並びに学校教育施設等につきましては、約30年程度の償還期間がありますが、今後まだ10年程度はそれぞれ償還期間が残っております。従って、累計しますと1億円以上の利子の軽減が図られると考えております。

次に、基金繰越金は、現在のところ約2億2,000万円程度でございます。

次に、会計管理費の手数料の主なものは口座振込の手数料が451万1,000円と、収入に係る市税等口座振替手数料157万8,000円で1件10円として算出をしております。

次に、過誤納付金還付金及び加算金につきましては、例えば個人市民税でしたら修正申告に基づきまして過年度分を還付するような場合もありますし、法人市民税の場合は1年間の決算月になりまして、半年ごとに予定納税、それから決算納税とされます。年度をまたいだ場合は収入還付というわけにはいきませんので予算還付となって、この4,107万円を計上しているということでありますとの答弁がありました。

次に、委員より、歳入について、市長は新市基本計画に基づき行政を行うと言われているが、新市基本計画によると地方交付税が72億4,762万4,000円になっています。これには臨時財政対策費が含まれていると思うが、予算では68億5,000万円ということで4億近い差というのはどうなっているのか。また、新市基本計画では地方債、市債で9億2,056万7,000円であるが、予算額は15億3,880万円と6億以上ふえております。この計画で早い時期に財政再建ができるのだろうかという懸念がありますとの質疑に対し、執行部より、新市基本計画の財政計画上の交付税の額は72億で臨時財政特例債を含んでおります。予算では市債の臨時財政対策債4億3,680万円を計上しております。これと地方交付税68億5,000万、これを合わせたものが72億超えると思いますが、その財政計画と同じ比較になろうと思えます。財政計画より若干大目を予算計上となっていると思えます。市債の方の財政計画は9億台ということで、本年度の当初予算では15億ですが、臨時財政対策債を逆に引きますと11億ということになり

ます。それから、さらに他の委員から御質問がありました借換債については財政計画は計上しておりません。この借換債は平成19年度から21年度の特例措置であり、財政計画策定時にはこの制度がなかったため、その部分は財政計画には反映されていないということで、今年度の当初予算に掲げております起債につきましても財政計画と逸脱したものではないと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、鉱産税について現在どのくらいになっているのかとの質疑に対し、執行部より、石灰石につきましてはトン当たり350円、採掘予定トン数は1,718万3,800トン当たりを、硅石につきましてはトン当たり320円、7万8,012トンを予定しておりまして、税率はともに0.01%、大理石につきましては、トン当たり170円、4万1,178トンを予定しておりまして、税率は0.7%でございますとの答弁がありました。さらに、委員より、この鉱産税が20年くらい変わっていないと思うがどうか、また、固定資産税について、美祿市には大手の鉱山会社が石灰石の場合3社あるが、その固定資産税はどのようになっているのかとの質疑に対し、委員会休憩後に執行部より、旧美祿市におきましては美祿市鉱産税審議会を設置し審議での協議をもって価格決定をしていたようですが、近年価格の変動も少なく、安定しているという理由から、昭和63年の廃止条例を設けておるようでございます。今後は、本市と同様な鉱物を産出している鉱産税課税地方団体の動向等を参考にして鉱物の標準価格を決定していくべきかと思われま。それから、石灰石等を産出している会社の固定資産税ですが、市内7社ほどあり、合計固定資産税額2億8,241万6,500円でございます。なお、大手3社についての固定資産税合計額が2億3,346万6,800円となっておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、議員報酬が合併前は28万だったと思うが30万になっている。市長等の報酬についても上がっていました。合併して特別職の報酬が上がるということは財政規模が大きくなったといっても財政が豊かになったわけではなく、基準としては合併前に戻すべきではないかとの質疑に対し、執行部より、市長、副市長等特別職の新市の報酬につきましては、合併前に美祿市の特別職報酬等審議会において諮問し、回答をいただき、それを合併協に報告し、審議、確認していただきましたが、旧来の美祿市の市長、副市長の報酬より新市の報酬はそれぞれ引き下げております。議員等の報酬につきましても、一市二町それぞれ差があったものを美祿

市に合わせるということで基本的に合意いただいておりますが、それに伴います経費につきましては議員総数の減少ということで、昨年度の当初予算で言いますと議員報酬の総額は1億6,200万程度であったものが、平成20年新市におきましては1億2,600万ということで大幅な減少を見たところでございますとの答弁がありました。なお、議員報酬については、他の委員より、昨年9月の美祢市議会議員提案として、当面新市ができるまでという期限つきで歳費の5%削減を決めた経緯について補足の説明がありました。

次に、委員より、本年度の職員人数が393名で、この人件費、費用が31億7,700万円となっているが、今後の推移と適正な職員人数はどうか、また、各総務費の中で住居手当というのがあるが、世帯主になっている場合には支給資格があると思うが、同じ家に住んでいて本人が世帯主でない場合にこれが支給されているのかとの質疑に対し、執行部より、一般職員の職員数には393名と記載しております。今後の推移については平成20年度にも定年退職者がありますし、その後も定年退職者が多数見込まれる状況でございます。それによって自然的に職員も総数が減数してくるわけですが、新市として適正な職員規模は382名というのが新市の類似団体における普通会計上の数となっております。これは合併協議会の中の財政計画策定時において議論の中でお示したところであります。平成20年度の定年退職者が一般行政職で9名見込まれますので382名に近づくわけですが、それだけにとどまらず、さらに本年度も退職勧奨を行いまして職員の減数を図り、人件費の削減に努めてまいることにより、来年時において当初の目標である382名は達成できると考えております。さらに、その後の職員につきましても、それが類似団体の382がベストということではなくて、さらに職員数の適正な規模を見図りながら減員に努めて組織機構を見直していきたいと考えております。

2点目の住居手当でございますが、これは先だって他の団体において、委員が御指摘のような支給があったと報道を聞き及んでおりますが、当市におきましては所有者に限って住居手当を支給しておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、市税等現年度分と滞納分ということで予算計上されているが、合併後の平成19年度決算見込みで未済額がどの程度あるのか、続いて退職手当金が2億9,194万と計上されているが、これが何人分でこれによって当初計画の人員削減がどの程度の達成率になるのか、また新市の記念事業について、大体の計

画、概要について説明をいただきたい。さらに、債務負担行為の中で補助金が出されております。美祢の来福台にかかわる利子補給については明記されているが、旧美東町の土地開発公社に対する利子負担あるいは秋芳町に対しては、債務負担行為ではなくその年度年度で一般会計で計上するのか、それとも債務負担行為でやらずに一挙に開発をして販売計画を立てるのか、そのあたりの考えはどうか。もう一つ、地方債の残高が普通債と災害復旧債、その他を含めて180億5,000万、これは市民の皆様にも議員の中にもその起債内容を説明していただかないと誤解があるのではないかと、企業会計まで含めて相当あるという話もちまたに流れています。これが借金だという言い方もあるので、特にその他の転貸債含めて起債の中にも将来負担がない、いわゆる地方交付税で入ってくるものもあるはずなので、その辺説明をして理解をした方がいいのではないかとこの質疑に対し、執行部より、市税等現年度分と滞納分について、19年度決算見込みの資料が配付され説明がありました。さらに委員より、旧美祢市では収納率対策室をつくって、滞納者への対応に努力いただきましたが、新市においても貴重な税収、特に固定資産税の滞納が多いが、この収納事務にはさらに努力をしていただきたいし、市民の皆さんからしても税の公平、公正さを保つためには、是が非でも滞納の皆様方には一生懸命納入していただきたいという意見がありました。

続いて、執行部より、退職手当の関係ですが、これは定年退職者予定者の11名の退職手当でございます。393名から来年末におきまして384名となりますが、さらに退職勧奨を行いまして、財政計画上の目標であります382人は平成21年度4月時点において達成できると考えております。

また、新市の発足記念事業ですが、3月21日に合併しましてちょうど1年目あたりに発足記念事業を実施したらと考えております。現在、新しい市章、市の花、憲章等の選出を委員会等で議論していただいているところです。できればただの式典だけではなく、そのような発表の場にもしていきたいと思っております。1周年となる来年3月21日は土曜日ですが、できれば多くの人に参加していただいて、にぎやかな記念事業がよかろうと考え、来年4月に予定されている桜まつりがどうだろうかと主管課等とも相談、協議をして進めております。

また、債務負担行為の関係で、土地開発公社の利子補給の件ですが、今後の予定としまして販売促進会議を開催しまして、そこで協議をいただき、その後債務負担

行為等を行うといった流れになるかと思えます。

また、地方債の長所について、起債の種類の詳細は地方債 1 の普通債と 2 の災害復旧債につきましては、それぞれの事業のいわゆる建設的な経費に充当する、道路をつくったり物を建てたりということの財源となる起債でございます。

それから、その他の中に転貸債から退職手当債まで六つありますが、これについて概要を簡単に説明させていただきます。

まず、転貸債でございます。これは地域振興に資する民間事業活動等に対して行う無利子資金の貸付事業を対象として発行する起債ですが、利子負担相当額の 75% が普通交付税で措置されます。2 番目の地方交付減収補てん債につきましては財政事情等を総合的に勘案して発行される地方債で、元利償還金が普通交付税に 75% 交付税措置があります。3 番目の減収補てん債ですが、これは国の減税政策によって個人住民税の減税が実施された場合に、その減収額を埋めるために借り入れる地方債です。これは元利償還の 100% が交付税措置されております。4 番目の臨時税収補てん債ですが、これは地方消費税の関係でその減収分、地方消費税が平成 9 年度に税率が変わって、それに伴い不足する収入を補てんするために発行されたものです。これも元利償還金の 100% が交付税措置されます。5 番目の臨時財政対策債ですが、これは地方交付税の不足分を、一たん地方公共団体が借り入れるものでございます。これについても元利償還の 100% が普通交付税で措置されます。最後に、退職手当債、これは旧美東町、秋芳町の退職手当に充当された退職手当債です。これは今まで勤奨退職者等を対象としており、対象となるものが限定されておりましたが、平成 18 年度以降、団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するという事で、今後 10 年間は要件が緩和されております。これについては普通交付税の算入率はなく全額償還しなければなりません。つまり 20 年度末起債残高の見込みで 185 億 1,240 万 1,000 円が上がっておりますが、このうちのすべてを償還しなければならないというのではなくて、交付税措置で交付税として後年度に戻ってくるお金が含まれているということでございます。また、普通債、災害復旧債についても、特に災害復旧債は 95% が交付税措置されますし、普通債につきましてもできるだけ交付税で元利償還金を算入するものを優先的に、例えば、過疎債等ですが、いわゆる良質な起債と申します。これに取り組んで、できるだけ財政的に有利な起債を選択して事業を行っております

との答弁がありました。

さらに、委員より、秋芳町の土地開発公社に対する固定資産という形で5,000数百万くらい残っていたと思うが、たまたまその金額と全く同じものが土地購入費で予算に組まれております。たまたま数字が合ったのか教えてほしいとの質疑に対し、委員会休憩後に執行部より、御指摘のとおり、これは旧秋芳町の開発公社が持っていました旦住宅団地、りんどうの丘の有形固定資産の相当分でございます。これは土地開発公社の経営の健全化ということで、市に土地を購入していただいたということでございますとの答弁がありました。

次に、委員より、先ほど議会費の話が出ていたが、各種審議会等でそれぞれ審議会委員に手当が議員にも支給されている。解釈によれば議員の歳費の二重払いに当たるということを一般質問でもこの委員会でも取り上げている。その結論が出ないままなのだが、今年度の予算の中でも同じように各種委員の手当は議員の分も見込んで予算が編成されているのかとの質疑に対し、執行部より、その審議会等の委員の人数分、当然議員が含まれておればその分も計上してありますとの答弁がありました。

続いて、委員より、一般市民の方から選出されて会議に出席をされるのは、当然ある程度の費用の保障ということが考えられるが、議員は報酬手当が支給されているので議員歳費の二重払いに当たると考えられる。見直すとすれば執行部側が見直すのか、議会側から提案をして見直すのか、手続上の問題をお聞きしたいとの質疑に対し、執行部より、執行部の方から言えば、条例があるから出さなければ条例違反になるといった解釈をほとんどの自治体がしているようでございます。今後この手当等も見直すということになれば、条例の一部改正等が必要になろうかと思えます。その辺は議会の方でよく協議をされ、条例の一部改正なりそれぞれ市長の方から上程もできますし、議員さんからの提案権もありますので、そのような方法になるのではないかと思います。現行では支給することで条例ができておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、市税の滞納繰越分等について、こういったことは普通会計も大変問題だろうと思うし、特別会計あるいは地方公営企業会計等も大変問題視されるものですが、この欠損処理というものは発生してから何年して欠損処理されるものかとの質疑に対し、執行部より、不納欠損処理につきましては5年ということの一

応法律に規定があります。従いまして、5年を経過したものについては徴収権が消滅するということで地方税法に規定をされておりますが、一方、地方税法及び民法に基づく時効の中断というのがあります。地方税法18条では、徴収権の時効が5年で成立するということですが、仮に5年以上たっても、民法で規定する滞納者の承認で、自分がこれだけ滞納しているんだというような承認を求めることを市の方がしておけば、5年を経過していても時効はとまるということで御理解いただければと思います。従いまして、6年たとうが10年たとうが時効は成立しないということです。また、この成立には競売事件の交付要求、それから差し押さえに伴う滞納分というような場合にも時効が成立しないということでございます。なお、時効の中断は積極的にさせてもらっております。きちっと納税期間に納められた方がほとんどでございます。ごく一部の方が滞納されているということですので、その方については法に基づく財産調査をして、差し押さえ、即時の取り立てというようなことをしておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、この20年度は市長の所信表明でもあったように、非常に財政的に厳しい、しかも財政再建を目標に全力を挙げて頑張るというのがその内容であったと認識しております。しかしながら、議員の年間1億7,600万円からの議会費の予算が組まれており、この中にまだむだ遣いと言えるものがあるのではないかと思います。先ほどの議員の各種委員会、審議会の手当の中で二重払いと受けとめられる予算が予算書の中の全体に流れているという答弁なので、私は今の美祿市民に合併を通じて行政のサービスは低下させない。限られた予算の中でサービスをいかに充実していくかということであるならば、議会側の立場から見ても執行部が予算を組む際に事前によく調整をして、不必要な経費は除くということの最大級の努力をした上で予算編成を行うべきであったと思いますという反対意見がありました。

次に、委員より、新市長が選挙を通じて市民の皆さん方とお約束したことがかなりこの予算書には盛り込まれている。特にミニバス、これは市長もよく言われていましたが、選挙期間中たくさんのお年寄りの方から要望があったと、これに対していち早く予算化をされて取り組もうとされておられます。私はそうした市民の声を反映させた予算であるというふうに思うという賛成意見がありました。

その他の質疑・意見は省略させていただきますが、慎重審査、採決の結果、本議

案は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成20年度美祢市環境衛生事業特別会計予算について、執行部より、この事業は、秋芳町の広谷地区、秋芳洞、秋吉台の汚水処理施設であります。主な歳出として、環境衛生費に3,373万9,000円、公債費として66万6,000円を計上しています。歳入として、使用料及び手数料が1,311万4,000円と観光会計からの繰入金が2,157万9,000円、その他を合計して歳入歳出それぞれ3,472万4,000円となるものでありますとの説明がありました。

本議案については、審査の前に事業の性格上、主に観光客を対象にした施設であり、観光事業会計からの繰り入れもあって、本委員会の所管としてなじむかどうかの議論がありましたが、上下水道課の所管ということで、本委員会で予定どおり審査することになりましたが、執行部で会計債務費目の変更が適当ではないかという見解を出されました。

また、審査の段階で環境衛生と農業集落排水と公共下水道の三つの事業に係る美祢市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則について、それぞれの条例との整合性についての解釈で議論がありましたが、執行部の見解では、条例に不備はなく、規則は地方公共団体の長が定めるものであるとの見解を出されました。

本議案について、その他の質疑・意見は省略いたしますが、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第7号平成20年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算について、執行部より、この事業は河原、豊田前、大田、別府の4箇所の農業集落排水事業であります。

主な歳出として、農業集落排水事業費に7,670万円、公債費として1億2,545万1,000円を計上しています。

歳入として、使用料及び手数料が3,881万2,000円、一般会計からの繰入金が1億5,733万7,000円、その他を合計して歳入歳出それぞれ2億2,550万8,000円となるものでありますとの説明がありました。

本議案について、質疑・意見は省略いたしますが、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第9号平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計予算について、執行部より、この事業は美東町及び秋芳町的美東簡水、赤郷簡水、綾木東部簡水、秋吉簡水、別府簡水、嘉万簡水の6箇所の簡易水道事業であります。

主な歳出として、簡易水道事業費に1億5,905万5,000円、公債費として1億5,726万1,000円を計上しています。

歳入として使用料手数料が2億194万2,000円、一般会計からの繰入金9,163万9,000円、その他を合計して歳入歳出それぞれ3億1,810万8,000円となるものでありますとの説明がありました。

主な質疑・意見について御報告申し上げます。

委員より、上水、簡水という議論になれば必ず未給水地区の現状とその対応の要望が上がっている地域が、旧美祢市だけではなく、美東、秋芳も含めてわかる範囲で説明してくださいとの質疑に対し、執行部より、普及率ですが、美祢市が92.6%、旧美東町が79.3%、旧秋芳町におきましては99.6%の普及率となっております。今要望として出ておるところは美祢市の於福下地区で要望が出ております。それと、今、県営中山間事業で東厚保の熊の倉で簡易水道事業を進めておりますとの答弁がありました。

続いて、委員より、そういう現状で今後その上下水道も含めて未給水地区をなくしていくという施策を具体的に方針を持って対応される予定ですかとの質疑に対し、執行部より、今度、県や国で水道の全市の統合についてのビジョン等の提出を求められております。それを策定時に要望等を勘案して考えていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、美祢市の場合は簡易水道も企業会計が適用され公営企業会計でやっているが、この事業は特別会計でやっている。これを合併のときにたしか3年以内にその料金も含めて統合するということだったと思うが、その場合に公営企業会計に移行されるお考えなのか、将来的にも未給水地区をなくするためには相当のまだ資金が要るだろうと考えられるが、そのあたりの見通しと会計処理の仕方、あるいは料金の統合についてのお考えはどうかとの質疑に対し、執行部より、旧美祢市、美東町の統合の話は3年を目標に、各簡水の状況を今の起債や決算状況等参考になるものを全部洗い出して決めていこうと思っておりますので3年をめどに考えております。会計処理も公営企業会計と一緒に統合しようと考えておりますとの答弁がありまし

た。

その他の質疑・意見は省略いたしますが、本議案は、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第11号平成20年度美祢市水道事業会計予算について、執行部より本年度の業務予定量は給水戸数を上水道、簡易水道合わせて6,449戸、年間総給水量は同じく187万8,037立米とし、主な建設改良事業として、配水管布設替事業及び於福地区簡易水道拡張事業を予定しております。収益的収支の支出総額は上水道、簡易水道合計で3億5,960万3,000円といたし、そのうち主なものが減価償却費として1億3,422万2,000円、企業債償還利息6,479万6,000円を計上しました。収入総額は上水道・簡易水道の営業収益2億5,579万円と営業外収益の1億1,087万5,000円を合計した3億6,666万5,000円となります。営業外収益の主なものとして、一般会計繰入金1億681万7,000円を見込んでいます。この結果、収益的収支において、税込み後の当年度利益は706万2,000円となる見込みであります。資本的収支につきましては、支出総額を4億1,997万6,000円といたし、建設改良費として上水道配水施設整備改良事業に6,473万3,000円、簡易水道配水施設整備改良事業に1億283万円を計上したほか、企業債償還金として2億4,104万9,000円を計上しました。収入総額は、企業債2億3,290万円、一般会計繰入金1,133万5,000円、負担金45万円、国庫支出金2,640万円を見込み、2億7,778万5,000円となります。この結果、差し引き不足する額1億4,219万1,000円は過年度分損益勘定留保資金1億3,406万6,000円及び当年度消費税資本的収支調整額812万5,000円をもって補てんをするものですとの説明がありました。

主な質疑・意見について御報告申し上げます。

委員より、水道料金の見直しを何年前にやったのか、またそろそろ見直しの時期が来ると思うが、今後の予定についてどうかとの質疑に対し、執行部より、前回の料金改定は15年の4月1日に18%の料金改定をやっております。次の料金改定は、合併もありますしそのときを考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、水道会計の統合に向けて、本委員会で水道料金の勉強会をすればいいのではとの意見がありました。

その他の質疑・意見は省略しますが、本議案について、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第12号平成20年度美祢市病院等事業会計予算について、執行部より、本特別会計は美祢市立病院、美祢市立美東病院とその附帯施設であります。美祢市介護老人施設グリーンヒル美祢、訪問看護ステーション美祢、美秋訪問看護ステーションが実施する事業により構成されております。

平成20年度の業務予定量は、美祢市立病院が入院患者数を1日平均で125人、外来患者数は、各診療科、透析合わせて1日平均で248人と見込んでおります。

続いて、美祢市立美東病院は、入院患者数を1日平均で100人、外来患者数は1日平均で239人と見込んでいます。

次に、グリーンヒル美祢は、入所と短期入所合わせて1日平均入所利用者数は66人、通所者数は1日平均21.5人を見込んでいます。

次に、訪問看護事業として、訪問看護ステーション美祢においては、訪問件数を1日平均9.8件、また、美秋訪問看護ステーションにおいて、同じく17.6人と見込んでおります。その結果、美祢市立病院については、平成20年度の当年度純利益を58万8,000円計上しており、19年度決算処理として予定される繰越欠損金2億6,532万6,000円を加えると20年度の未処理欠損金は2億6,473万8,000円が見込まれます。

次に、美祢市立美東病院についてですが、平成20年度の当年度利益として14万8,000円を計上しており、19年度決算処理として予定される繰越欠損金8億2,413円を加えると、20年度の未処理決算金は8億2,398万2,000円が見込まれます。

次に、グリーンヒル美祢についてですが、平成20年度の当年度純利益として643万3,000円を計上しており、19年度決算処理として予定される繰越欠損金3,962万9,000円を加えると20年度の未処理欠損金は3,319万6,000円が見込まれています。さらに訪問看護について、平成20年度は二つのステーションの当年度純損失としてそれぞれ36万9,000円、77万円と見込んでおりますとの説明がありました。

主な質疑・意見について御報告申し上げます。

委員より、一般会計からの繰入金の収益的収支で補助金と負担金という形で使い

分けられているのを具体的に一本化をして、さらにこの金額を明確にどの程度のお金が必要なのかという提案は案としてお持ちですかとの質疑に対し、執行部より、そもそも地方公営企業であります病院事業につきまして、一般会計等から繰り入れられるものは、公営企業法の規定により限定されているものでありますから、負担金と補助金の考え方はこの公営企業法の規定に基づく区分になると思います。それを任意に統合といいますか負担金補助金をとすることは好ましくないと考えております。なお、負担金につきましては、それぞれの毎年総務省が示される繰出基準やあるいは市の財政事情等を勘案されまして、市が負担すべき金額について算定されるものと考えております。また、補助金につきましても、その市が政策的な補助ということも含めて算定されるべきものと考えております。今回は合併に当たりまして、両団体でそれまでそれぞれの自治体として、その算定基礎を持っておいたものを統一して整理した結果、繰出基準に基づいてそれぞれ積算しているものと思います。なお、政策補助金につきましては、そもそもこういった考えで2億5,000万円かということになるかと思いますが、市としましては、他の自治体病院と比較してその補助金の額が、そういったものも補完しましたし、また合併協議会における新まちづくり計画の中の財政計画におきまして、今後の市が負担するという了解をいただいている数字の中で今のところは組み立ておりますとの答弁がありました。

さらに、委員より、美祢市立病院なり美祢市立美東病院なり、地域的に限定されたところでその地域医療を守っていかなければいけない。そのための地域医療の果たす役割で一次、二次それぞれの分野、それから開業医さんの経済活動も含めて地域医療を支えている担い手としての位置づけをした上で、公的病院の果たす役割ということになれば、今の国の医療制度のあり方、医師の不足、そうした最も悪い条件の中で二つの病院を管理運営をしていかなければならないとなれば、これが健全経営で常に黒字を生み出すというような病院経営になることはあり得ないと。非常に困難な中で、ある程度の赤字を抱えながらどう支えていくのかということになれば、ただ単に赤字補てんをできないということで、美祢市の場合も10数年前に病院健全化補助金という名目で当初5,000万から始まりました。ところが時代の流れの中で、今現在1億ですが、これを率直に一つの病院で見れば2億、二つ合わせれば4億ぐらいの健全化補助金という名目で支出が要るのではないかと思うかと

の質疑に対し、執行部より、この運営健全化補助金の性格からして、当然市民の皆様方にこの金額を負担をしていただくわけですから、それを納得していただけるだけの計画といえますか、どういう医療を市が提供するか、どういった機能を担うかといったものを提示して、その上で政策補助金について、今言われるような4億が必要であればそのようなことになると思いますが、今後の病院事業のあり方についても検討委員会を立ち上げて議論し、この地域の医療の質の向上と持続可能な体制をつくるために計画をつくることとなっています。そうした中で、それに合った市民負担を御提案させていただきたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、市長におかれましては、両病院の医師の確保と給与の統一化について、できるだけ精力的に取り組んでいただくようにとの意見がありました。

その他の質疑・意見は省略いたしますが、本議案について、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第13号平成20年度美祢市公共下水道事業会計予算について、執行部より、本年度の業務予定量は下水道使用戸数3,594戸、また年間総排水量は97万1,576立米といたし、主な建設改良事業は、美祢市浄化センター汚泥処理施設増設事業及び汚水管渠布設事業を予定しております。

収益的収支の支出総額は、営業費用、営業外費用等合計で4億7,579万1,000円となります。このうち主なものとして、減価償却費1億6,852万6,000円、ほか企業債償還利息1億7,925万2,000円を計上しました。収入総額は営業収益及び営業外収益合計で4億7,780万3,000円といたし、営業外収益では一般会計補助金3億1,446万3,000円を見込んでおります。この結果、収益的収支において、税込み後の当年度利益は201万2,000円となる見込みであります。資本的収支の支出総額は、下水道事業費3億8,412万4,000円、企業債償還金8億3,004万3,000円を計上して12億1,416万7,000円となります。収入総額は、企業債6億4,320万円、国庫補助金1億2,950万円、他会計補助金2億6,635万9,000円及び受益者負担金1,347万7,000円を見込み、1億5,253万7,000円となります。この結果、差し引き不足する額1億6,163万円は当年度消費税資本的収支調整額1,666万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億4,496万2,000円をもって補てんするものでありますとの説明がありました。

主な質疑・意見について御報告申し上げます。

委員より、この会計の収益的収支で1億7,900万くらいの企業債の利息があつて、使用料が1億5,600万くらいですからその利息にも満たない。これに対して資本的収支の方でも、起債の償還と新たな企業債の起債と比べますと償還の方がよっぽど大きい。貸借対照表で55億4,700万くらいの企業債の残高が実はあるわけです。下水の整備には大きな投資が要ります。今この下水を整備された状況で交付税で算定される部分がどれくらいあるのか、また基本的に美祢であるとか秋芳であるとか美東であるとかで農業集落排水にするのか都市下水にするのか、あるいは合併浄化槽にするのか、都市計画税の問題もあると思います。下水に関するインフラ整備を全体的としてどういうふうに提供ができるのかという姿を示してほしいと思います。ぜひ市民に対してどの程度の計画が示されるかということを中心に全力を挙げてやっていただきたいと思うがいかがかとの質疑に対し、執行部より、この下水道にしる農業集落排水にしる大きな投資が必要になります。この下水道事業の予算書の中にもありますように起債として残っておる部分がほとんどです。大都市が人口が密集しているところであれば、この下水道の管100メートルに対して税は何万人という人が利用されておりますので対費用効果は非常に高くなりますが、我々新美祢市の470平方キロを超える面積の中に3万人弱の人口ですので、この下水道の管を引くということは対費用効果の面で言えば非常に効率の悪い状態にあります。全体の資金の計画をきちっとしないとそれが実施できません。今農業集落排水がいいか下水がいいか、合併処理浄化槽の補助金で対応してもらう方がいいかを含めて、汚水処理計画、県の汚水処理計画は平成23年に見直されるということです。そのときに当然この新生美祢市もその中に入っていく形になりますので、その中できちっと将来的な構想を出していきたいと考えております。また、交付税措置については、はっきりと断定はできませんが、過去の経験から言いますと公共下水道の事業に係る交付税はおおむね50%が後年度交付税算定措置されると記憶しております。旧美祢市の場合には平成8年から過疎指定を受けまして、その後の事業につきましては起債額の半分については過疎対象となっておりますので、過疎に対しては交付税算定があるということで、全体で50%がかなり引き上げられているというふうに認識しておりますとの答弁がありました。

その他の質疑・意見は省略いたしますが、本議案について、慎重審査、採決の結

果、全員異議なく全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市表彰条例の制定について、執行部より、これは美祢市の発展に貢献し、顕著な功績があった方を表彰し、他の模範とするとして周知することで、周囲に対するさらなる公益増進、また、さらなる成果を督励することを目的として制定するものであります。旧一市二町それぞれ表彰に関する制度はありましたが、新市においても新たに制定しようとするものであります。第2条にその表彰の内容について、1、自治行政に対し、その功績顕著であるもの。2、社会、公共のため多額の資材を寄附し、その功績顕著であるもの。3、産業、教育、文化、厚生、その他公益事業に尽瘁し、その功績顕著であるもの。4、社会の模範となる著名な篤行のあったもの。5、その他特に表彰に値する功績が顕著であったもの。と記載しており、このいずれかに該当するときに市長がその功績に対して表彰を行います。この功労者表彰については審査会を設け、市長がその審査会に諮問をし、その答申に基づいて毎年11月に表彰を行うものでありますとの説明がありました。

委員より、この条例の第1条に、市の発展のためにと書いてあるが、このときには旧美東・秋芳というふうに読みかえてもいいのかとの質疑に対し、執行部より、それぞれの方の功績実績を評価して表彰を行う場合に、その役職等に何年という要綱を今後作成しますが、そういう場合にかんがみて当然過去の年数等を算定すべきであり、旧一市二町の経験年数等も評価すべきだろうと考えておりますとの答弁がありました。

その他に質疑・意見はなく、本議案は、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案とおり可決されました。

次に、議案第15号美祢市行政改革推進委員会条例の制定について、執行部より、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、有識者による民間手法等の導入及び市民の視点に立った行政運営の検討等を行う期間を設置することを目的として、委員の数は12名、任期は2年としております。主な所掌事項として、委員会は市の行政改革の推進に関する重要事項を調査、審議することとなっておりますとの説明がありました。

本議案についての質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案とおり可決されました。

次に、議案第16号美祢市監査委員条例の一部改正について、執行部より、現行

の監査委員条例6条に、決算証書類の審査がありますが、地方自治法第233条第2項では、決算及び書類を監査委員の審査に付さなければならないとなっております。

改正案として、まず地方自治法第241条5項の基金の運用の状況の審査、地方公営企業法第30条第2項の公営企業の決算及び書類の審査に加えております。以上はいずれも従前から審査は行っておりましたが、条例に規定されておられませんでしたので加えるものであります。

続いて、地方公共団体の財産の健全化に関する法律は、本年4月1日に施行されることに伴って、新たに健全化法第3条第1項の健全化判断比率の審査及び健全化法第22条第1項の公営企業の資金不足比率の審査を加えております。これらの比率の公表に当たっては、比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付して、その意見をつけて議会に報告することが必要になりましたので、これらが審査に付されたときは意見をつけて市長に回付するというを追加する改正案でありますとの説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第17号美祢市総合計画審議会条例の制定について、執行部より、既に美祢市・美東町・秋芳町合併協議会で策定をされてきた新市基本計画の理念をしっかりと引き継ぐために、今から地方自治法第2条第4項によって基本構想を策定しようとしており、それについての諮問機関を設置することを目的としてこの条例を制定するものであります。委員の数は35名以内、任期はこの計画を20年度と21年度の2年間で策定する計画にしており、平成21年度の策定が済むまでとしますとの説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第18号美祢市男女共同参画審議会条例の制定について、執行部より、男女共同参画社会の形成が大変重要なこととなっております。これに関する基本的なかつ総合的な事項を調査審議する機関を設置することを目的として、この条例を制定するものであり、委員の数は15名以内、任期は2年とするとの説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案どおり可決されました。

最後に、議案第19号美祢市副市長定数条例の制定について、執行部より、本条例は地方自治法第161条第2項の規定に基づき副市長の定数を1人とする条例を制定するものでありますとの説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案どおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案13件についての報告を終わります。

続きまして、その他の主なものを御報告申し上げます。

まず、執行部より、美祢市社会復帰促進センター立地に係る諸効果についての報告がありました。

次に、委員より、最近森時の雇用促進住宅が取り壊されるのではないかという話があるが、執行部は何か聞いているかとの質疑に対し、執行部は、そのようなことは聞いておりませんと答弁がありました。

次に、委員より、土地開発公社の19年度旧市町村三つの分と美祢観光開発、もう一つ、美祢農林開発、いずれも事業報告書が報告事項で出ているが、その土地開発公社の資料に秋芳・美東さんの分には監査委員の意見もついているが、美祢市の分には第三セクターを含めてついていないがどうか。それと、新市基本計画の中でたくさんの計画策定をしなくてはならないが今後の予定はどうか。併せて美東の土地開発公社の支払利息の取り扱いについての考え方はどうかとの質疑に対し、執行部より、美祢土地開発公社の監査については4月23日に実施をしていただいております、理事会では監査委員の証明は書面で示されておりますが、今まで報告書についていなかったということがいかなものかと思えます。また、美東の公社の支払利息7,800万円が原価に加算されておることは、今こういうやり方ですと簿価に反映されるということで、この土地の販売価格に上乘せするようなことになろうかと思えます。やはり理想的に考えれば、今旧美祢市がやっていたように、利子補給等の方法が一番よろしいのではないかと思えますが、この件につきましては今からまた検討を進めていきたいと思えます。また、今後の審議会とか協議会とかの設置の件ですが、やはりこういった、今回委員会に付託されておりますような手法で設置をしていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

以上で、総務企業委員会の委員長報告を終わりますが、本委員会は、閉会中といえども、本委員会所管に係る総務関係等に関する事項について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので併せて御報告を申し上げます。

以上でございます。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。南口議員。
21番（南口彰夫君） 平成20年度の美祢市病院会計のところでの今の只今の委員長報告で、ただ1点、予算書の21ページにある美祢市立病院及び美祢市立美東病院の運営に当たり、今後非常に医師の確保にかかわり、それぞれの病院運営で非常に国の制度の改正にも伴い厳しいものがあるということは共通の認識が一致していたんですね。

ところが、経営健全化補助金について、この額でいいのかということの議論があったと思うんです。これに対して執行部は、今後はこの額を含めて必要な病院運営のための検討委員会の中でという報告であったと思うんですけど、その一部の検討委員会というのは、この1年間議論してきた現在存在する病院の運営審議会ではなく、あくまでも病院を総合的に中から外からも両方見ながら、新たな検討委員会を設置して協議をするという意味で解してよろしいのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 荒山委員長。

総務企業委員長（荒山光広君） 執行部の方から、私が今報告したようなことで回答があったわけですけど、執行部の意図については、私は委員長としては把握しておりませんので答弁しかねると思います。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 委員長、少なくとも委員長が報告して使った言葉なんよね。使った言葉を、じゃあもう1回読み上げてください。 やけえ、私はここの予算のときに、二つの病院の過去の経営状況を見たら、その二つを一つでまとめて管理を、美祢市としてそれぞれの市立病院を経営管理していくと、そのための経営健全化補助金が4億円程度が妥当じゃないかというたら、今の現状から 今の現状からいき2億5,000万円程度で、今後については検討委員会を含めて議論していきたいという報告だったんです。これはもう1年間ずうっと取り上げてきておるから、これが今まで私が主張してきたこの検討委員会の設置につながるということで

私はあったと思うですけど。

委員長に再度その確認をとりたかったんですが、本来新たに設置を設けてっていうのが報告に入るときゃあ別にそれ以上聞くことはなかったんですけど、それが入ってなかったから再度確認をしたいというだけのことです。

議長（秋山哲朗君） 議事録の確認をさしてもらってもいいですか。

21番（南口彰夫君） うん。じゃあけえその、まあ、そりゃあそねえせんにゃあ成立せん。

ただ、今の委員長報告で執行部とのもしあれ、ずれがあるんじゃないら直接市長に聞いてみたら。

議長（秋山哲朗君） いえ、今議事録を、ここ今ある、私の手元にあるんですけども、今荒山委員長が報告したとおりの議事録なんですよ。その程度しか載ってないんです。議事録の中には。（発言する者あり）今南口議員が言うんはわかりますよ。わかりますけども……。

21番（南口彰夫君） 検討委員会という名前が今までは使われてはないわけですよ。検討委員会ちゅう名前が使われたことはないんですいね、議長。で、去年に検討委員会の議論は何度もここでしちよるんですいね。だから、この新たに検討委員会という名前が出てきたのは、当然新たに設置する検討委員会、新たに病院が、市立病院が一つが二つになってそれを一元的に管理するということを含めながら、病院の経営健全補助金の額の妥当性も含めて新たに設置して議論していくということなんだろうという確認をとりようだけです。

議長（秋山哲朗君） いや、これはあくまで委員長報告ですから、その確認をとられても、委員長に対して確認はとれないと思いますので。

21番（南口彰夫君） いやいや、それは執行部が言うた答弁やろう。

議長（秋山哲朗君） 荒山委員長。

総務企業委員長（荒山光広君） 今、報告の中に検討委員会というのがありまして、私も総務初めてでございますので、その辺また執行部の方に確認して報告したいと思います。よろしいですか。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。

21番（南口彰夫君） 一応いい。

議長（秋山哲朗君） はい。総務委員長報告に対するそのほかの質疑はございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

只今建設観光委員長、教育民生委員長、総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

ここで暫時、２時２５分まで休憩したいと思います。

午後２時０９分休憩

……………
午後２時２５分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒山議員。

総務企業委員長（荒山光広君） 先ほど南口議員から質問がありました件ですが、確認いたしまして、美祢市病院事業あり方検討委員会というものが今後設立されます。その中において、先ほどのようなことを検討するというございまして、委員につきましては、地域医療関係者、また学識経験者、その他の方を入れるということをございます。

以上をございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。いいですか。はい。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第２、議案第１号平成２０年度美祢市一般会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

６番（三好睦子君） この一般会計に反対の立場で意見を言わせていただきます。

一般会計の中で循環バス、ミニバス等の運行などを、そしてMYTなどの全地区の拡大等を、地域間の格差の是正に取り組む内容があります。こういった内容には賛成する議案もあります。

しかし、公共施設の利用料に見られるように、住民の負担が高くなる、サービス

は低くなっているものもあります。景気も冷え込み、賃金や年金、収入などが減っています。御存じのように米価も下落して、農家はほかからの収入を得たり、年金を切り込んだりして住民の生活が本当に苦しくなっています。合併したことが新たな税金が生まれたり負担がふえては本当に困ります。また、保育料を下げたりして子育て支援、住民が暮らしやすくして人口定住に図るべきだと、こういった面からもこの一般会計には反対いたします。と意見を言います。

終わります。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 三好議員が発言いたしましたように、20年度の予算書そのものについては医療、教育、福祉の面を含めまして賛成する項目がたくさんあります。しかしながら、美祢市長が所信表明で言われたように、非常に厳しい財政運営の中で5箇年、3箇年、できる限り早い時期に健全な財政運営をとという主張をされています。で、さきの委員会でも提言いたしましたように、議会費一つ見ても、各種委員会への議員の報酬、手当の支給は明らかに議員の歳費の二重払い。これもっと詰めて言えば、一度よく議論をしたんがいいんじゃないかと思いますが、単に二重払いで終わるのか、それとも地方財政法に基づいてきちんとした支出の徹底、適切なのかどうなのか、あえて言えば違法性につながるんじゃないか。かも含めて、議会でもしっかり議論を時間をとってすべきであったと思います。そうした点を含めて、執行部側も改めて見直すという態度をとられていませんし、議決する議会側もそうしたその議会費の中での、1億7,600万円の中でのむだ遣いと言えるものが議員から指摘されていながら、何ら特別の手だても議論もなされていません。こういうシステムをあえて指摘をいたしまして、私もこの予算書には反対の意見をさせていただきます。

以上。

議長（秋山哲朗君） そのほかございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） 今2名の方から反対の立場での討論があったわけですが、私は賛成の立場で御意見を申し上げたいというふうに思います。

合併を、念願の合併がかないまして平成20年度の当初予算が提出をされたわけでございますけれども、これは質疑なり一般質問等を通じて、市長が真摯に申されましたように、私たちがこれまでの合併協議を通して市民の皆様々に約束をしたこと、

それに沿ってこの新年度予算が組まれております。やはり1年なり2年なり状況を見ながら、この約束が果たしてどういうふうに行われていくのかというのが恐らく市民の方の大きな関心事だろうというふうに思っております。そういう意味で、このたび市長が提案をされましたこの予算については、これまでの、繰り返します合併協議の中で合意に至った事項について予算が組まれておるものでありますから、私は賛成の立場を明らかにして討論といたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対の立場で意見を言います。

定率減税や老人者控除の廃止などで税制改悪がされて住民の負担がふえております。とりわけ国保税については、先ほどにも委員長報告 報告がありましたが、払いたくとも払えない滞納者もかなりありました。そして、これが本当に大きな住民の負担になっているのです。国保が払えないで国保証の取り上げも182件、短期証も含めて182件もあるということも報告もあります。幾ら保険証取り上げても保険の納税率が上がるわけではありません。行政として払える金額の国保税を高いと、だから引き下げ、払える金額にすることが大事ではないでしょうか。こういった面からもこの予算に対しては反対の意見としてさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 補足発言をさせていただきます。

私は、この20年度の美祢市の国民健康保険事業特別会計、これさっきの一般会計もそうなんですが、先ほど反対したからといって予算が執行できないで美祢市が混乱するわけじゃないんですいね。私は見直したらどうかって最初に言ったように、ですから議長が会期延長を提案して、予算の見直しをもう一度10日間ぐらい議会やろうじゃないかと言えば見直しの議論はたっぷりできる。議員は毎月報酬をもらってますし、市長以下みんな毎月お手当もろうちよるんですから、議会が10日間延びたからちゅうて市民生活に重大な支障を来すとは思えません。

ですから、少なくとも今度の国民健康保険税も先ほどの委員長報告であったように、私は少なくとも報告の中で感じたのは、非常に後期高齢者の医療制度ができる中、にもそうですが、新しいいろんな制度が複雑化していきよるんですね。で、そういう点では国民皆保険制度で国の法律に基づいてつくられたこの国民健康保険税の徴収の基準が非常に複雑なので、そこをじっくり勉強されたのかなという委員会での報告で大きく疑問を感じたから、委員長報告に対する質問がちょっと長くなった。その制度の仕組みが理解されてなけんにゃあ、このよしあしがなかなか本来なら決めにくいはずなんです。で、国民健康保険税に国民健康保険に加入する方々の対象ちゅうのはもうかぎられた方なんです。全国的には2,000万以上の方々が加入してるんですけど。しかも既に低所得者で、それで資産だけあるが、だからといって安易に簡単に処分できるもんじゃない。そういう矛盾を抱えた中に国民健康保険事業を運営しなければならないということであれば、私は病院の次に、病院の運営と併せて次に必要なのが保険証なんです。もうこの保険証がただ単に未納の、悪質な未納の滞納者という言葉で片づけられるものではない。いうことを踏まえて、この中身をもっとしっかり議員みんなが、この制度の内容を含めてよく理解をした上で議決すべきだと思います。

そういった点では、今から安易に賛否をもとめることそのものが、私とすれば賛成しかねるということも含めて反対の意見にかえささせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） それでは、これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号平成20年度美祢市観光事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号平成20年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号平成20年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号平成20年度美祢市老人保健医療事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号平成20年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題とい

たします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号平成20年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この後期高齢者医療制度そのものについて反対いたします。

この制度があるために老人の方が本当に少ない年金から天引きをされて本当に苦しんでおられます。ただ75歳になっただけで、今まで入っていた保険から別枠の制度とされて、そして年金は 保険料は年金から天引きをされて、少ない年金から天引きをされています。そして、受ける医療も制限をされて差別をされています。そして、この保険料は最近見直しもされていますが、保険料が年々高くなっていく

システムになっております。そして、高齢者の方に手厚い看護する病院は赤字に追い込まれ 診療報酬が減されて赤字に追い込まれるというこういった制度なので、これでは高齢者の方にも病院を抱えているこの美祿 二つの病院抱えてやっていかなければいけないこの美祿市でもこの制度は本当によくないと思います。そういった面でこの医療、この予算については反対をいたします。反対の立場で意見をいたします。

以上、終わります。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。はい。南口議員。

21番（南口彰夫君） 同じく補足発言をさせていただきます。

既に御存じのように、後期高齢者のこの医療制度については、連日国会でも議論をなされてきています。で、党派を越えて見直しが必要だということにはなってきていると思います。政府の答弁の中でもこの中のこの制度の矛盾があるということはおもう皆さん御承知のとおりだろうと思います。

それから、他の岡山県を初め、このままの制度を単純に導入したのでは、高齢者だけでなく、高齢者のこの制度のために他の若年労働者も含めながら、いろんな形で健康保険料や他の税の仕組みまで反映をして負担が広がるということで、必要であれば山口県も、岡山県がやっておるように山口県も助成制度を検討したらどうかということで議論がなされています。そういった点から言えば、ちょっと事務局長にお聞きしたいんですが 討論だということは当然わかってるんですが、その議案の議決をするのと併せながら、この議案に反対という立場であれば、この議案を廃止する議案を提出するということが可能なんですか。廃止するという議案を提出する。議案を提案をするという。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。御意見の場ですから、今そういうちょっと今話じゃないと思いますので。

21番（南口彰夫君） いいや、じゃけえ意見ですから。

議長（秋山哲朗君） 意見だけにしてください。

21番（南口彰夫君） この反対をするのに、ついでにできればこの議案を廃止したいということはあるかできないかだけを聞きよるんです。手だてとして。

議長（秋山哲朗君） そういうことをすることに値しない今時間帯でございますので。

21番（南口彰夫君） そうすると、そういうことをしたければ少なくともきょう以前じゃなげんにやあできなかったという。

議長（秋山哲朗君） そういうことです。

21番（南口彰夫君） わかりました。その辺がちょっと、会議規則の中で明確にされていないだったので。

議長（秋山哲朗君） はい。

21番（南口彰夫君） それで、じゃあこれが今さら廃止することはできないということであれば、今申しましたようにこの制度そのものに大きな国民 高齢者だけに限らず、国民に大きな負担がかかるということをもって反対の意見を述べさせていただきます。

で、会議規則に書かれてなかったんです。じゃけえその辺の議論はまた、後日させていただきますと思います。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号平成20年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 平成20年度の美祢市の水道事業会計予算に関しましては、先ほど委員長報告もありましたけれども、賛成という立場で意見を述べさせていただきたいなど、そのように思っております。

委員会の中では、今後水道料金の格差是正に縮減に関しては、今後勉強会等をもってしっかり検討をしていきたい。すぐ決められる問題ではないということでありまして、そういう方向が当面は適切かなと、そのように思っているわけでございま

す。

そういうことで、特にこの中で特に心配になっているのが、水道料金の基本使用料ですね。たしか5立米、5トンで美祢市、美東、秋芳、それぞれちょっと差がありまして、1,100円とか1,050円、1,000円とかそれぞれ違っていたと思います。それで、この美祢市では一人者で独居老人、ひとり暮らしの方がたくさん住んでおられますし、またそういった方も年金生活に対する、本当に3万とか非常に厳しい状況の方もたくさんおられますので、どうかせめてそういう方っていうのは水道使用料は少ないと思いますので、この基本使用料の5トン、これに関してはどうか1,000円、一番低いところをベースにちゃんと合わされて、そういった弱い立場の人をしっかりと行政も守っていく。そういうスタンスで今後検討をしていただきたいと、そういう意見を持って、私は美祢市の水道事業会計予算を賛成いたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号平成20年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号平成20年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号美祢市表彰条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号美祢市行政改革推進委員会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号美祢市監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第17号美祢市総合計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第18号美祢市男女共同参画審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第19号美祢市副市長定数条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第20号美祢市社会教育委員設置条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2、議案第 2 1 号美祢市青少年問題協議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 2 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3、議案第 2 2 号美祢市高齢者保健福祉推進会議条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 2 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4、議案第 2 3 号美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 2 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第24号美祢市健康づくり推進協議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第25号美祢市林業振興協議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第26号美祢市都市計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩をいたします。

この間議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様は委員会室にお集まりいただきますようお願いいたします。

なお、協議事項につきましては、特別委員会の設置についてとその他であります。どうかよろしくお願い申し上げます。

午後2時58分休憩

.....

〔全員協議会〕

.....

午後3時31分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28、平成20年3月21日告示、第4号に係る山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙についてを議題といたします。

山口県後期高齢者医療広域連合議会議員は、関係市町の長及び議員により構成され、その任期は当該関係市町の長または議員の任期とされています。

このたび市議会議員のうちから選出された議員の1人が、平成20年3月20日に失職となったため、広域連合議会議員が議員に欠員が生じることとなりました。これに伴って同月21日付で山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の執行が告示され、候補者の届け出の受け付けを行った結果、定数1を上回ったため県内全市議会において選挙を行うこととなったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、県内すべての市議会における得票総数により当選人の決定をすることになりますので、会議規則第32条の規定に基づき、選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（秋山哲朗君） 只今の出席議員数は25名でございます。候補者氏名掲示を配付いたさせます。

〔候補者氏名掲示配付〕

議長（秋山哲朗君） 候補者氏名掲示の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙の配付をいたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（秋山哲朗君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（秋山哲朗君） 異状なしと認めます。

申し上げます。投票は単記無記名投票であります。お手元に配付いたしました候補者氏名掲示をもとに投票用紙に候補者1名の氏名のみを記載の上、氏名点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。重村局長。

事務局長（重村暢之君） 議席番号1番より順次投票をお願いいたします。それではお名前を申し上げます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	馬屋原眞一議員	2 番	岡山 隆議員
3 番	有道 典広議員	4 番	高木 法生議員
5 番	萬代 泰生議員	6 番	三好 睦子議員
7 番	山中 佳子議員	8 番	岩本 明央議員
9 番	下井 克己議員	10 番	河本 芳久議員
11 番	西岡 晃議員	12 番	荒山 光広議員
13 番	柴崎修一郎議員	14 番	田邊 諄祐議員
15 番	山本 昌二議員	16 番	布施 文子議員
17 番	佐々木隆義議員	18 番	原田 茂議員
20 番	大中 宏議員	21 番	南口 彰夫議員
22 番	安富 法明議員	23 番	徳並 伍朗議員
24 番	竹岡 昌治議員	25 番	河村 淳議員
26 番	秋山 哲朗議員		

議長（秋山哲朗君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（秋山哲朗君） これより開票を行います。立会人に岡山隆議員、三好睦子議員、下井克己議員を指名いたします。

それでは立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（秋山哲朗君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 25 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票 25 票、無効投票 0 票。有効投票中、下関市議会議員関谷博候補 21 票、下松市議会議員渡辺敏之候補 4 票、以上のとおりでございます。よって、只今の選挙結果を山口県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第 7 条の規

定に基づき、直ちに山口県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

日程第29、平成20年4月10日告示、第5号に係る山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙についてを議題といたします。

このたび市議会議員のうちから選出された議員の2人が平成20年4月10日に辞職されたため、広域連合議会議員に欠員が生じることとなりました。これに伴って同日付で山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の執行が告示され、候補者の届け出の受け付けを行った結果、定数2を上回ったため県内全市議会において選挙を行うこととなったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、県内すべての市議会における得票総数により当選人の決定をすることになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（秋山哲朗君） 只今の出席議員数は25名でございます。候補者氏名掲示を配付いたさせます。

〔候補者氏名掲示配付〕

議長（秋山哲朗君） 候補者氏名掲示の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（秋山哲朗君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（秋山哲朗君） 異状なしと認めます。

申し上げます。投票は単記無記名投票であります。お手元に配付いたしました候補者氏名掲示をもとに、投票用紙に候補者1名の氏名のみを記載の上、氏名点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。重村局長。

事務局長（重村暢之君） 議席番号1番より順次投票をお願いいたします。それではお名前を申し上げます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	馬屋原眞一議員	2番	岡山 隆議員
3番	有道 典広議員	4番	高木 法生議員
5番	萬代 泰生議員	6番	三好 睦子議員
7番	山中 佳子議員	8番	岩本 明央議員
9番	下井 克己議員	10番	河本 芳久議員
11番	西岡 晃議員	12番	荒山 光広議員
13番	柴崎修一郎議員	14番	田邊 諄祐議員
15番	山本 昌二議員	16番	布施 文子議員
17番	佐々木隆義議員	18番	原田 茂議員
20番	大中 宏議員	21番	南口 彰夫議員
22番	安富 法明議員	23番	徳並 伍朗議員
24番	竹岡 昌治議員	25番	河村 淳議員
26番	秋山 哲朗議員		

.....

議長（秋山哲朗君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（秋山哲朗君） これより開票を行います。立会人に岡山隆議員、三好睦子議員、下井克己議員を指名いたします。

それでは立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（秋山哲朗君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 25 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票 25 票、無効投票 0 票。有効投票中、萩市議会議員青木賢次候補 21 票、光市議会議員市川熙候補 1 票、下関市議会議員近藤栄次郎候補 3 票、以上のとおりでございます。よって、只今の選挙結果を山口県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第 7 条の規定に基づき、直ちに山口県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

日程第 30、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付いたしたとおり産業振興対策特別委員会、観光振興対策特別委員会、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会を設置し、産業振興に関する事項、観光振興に関する事項、交通・情報に関する事項を審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、産業振興対策特別委員会、観光振興対策特別委員会、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会を設置し、審査事項を審査することに決しました。

お諮りいたします。特別委員会はその審査目的が終了するまで審査いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、特別委員会は閉会中といえどもその目的が終了するまで引き続き審査することに決しました。

先ほど設置されました特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第

1項の規定により、産業振興対策特別委員会に、竹岡昌治議員、南口彰夫議員、大中宏議員、原田茂議員、田邊諄祐議員、河本芳久議員、三好睦子議員、有道典広議員、以上8名を指名いたします。

続きまして、観光振興対策特別委員会に、徳並伍朗議員、安富法明議員、村上健二議員、布施文子議員、荒山光広議員、下井克己議員、岩本明央議員、山中佳子議員、以上8名を指名いたします。

続きまして、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会に、佐々木隆義議員、山本昌二議員、柴崎修一郎議員、西岡晃議員、萬代泰生議員、高木法生議員、岡山隆議員、馬屋原眞一議員、以上8名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、只今指名をいたしましたとおり、特別委員会委員に選任することに決しました。

この際御報告申し上げます。特別委員会の正副委員長が決まっておりますので申し上げます。

産業振興対策特別委員会委員長に南口彰夫議員、副委員長に有道典広議員、観光振興対策特別委員会委員長に安富法明議員、副委員長に下井克己議員、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会委員長に西岡晃議員、副委員長に萬代泰生議員が就任されましたので御報告申し上げます。

この際、正副委員長よりごあいさつの申し出がございますのでお願いをいたします。

まず、産業振興対策特別委員会の委員長さん、副委員長さんお願いいたします。
産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） このたび設置されました産業特別委員会の委員長に就任いたしました。

この特別委員会、非常に新しい美祢市をつくるために、幅広く取り組まなければならない重要な課題をたくさん抱えていると思いますので、委員各位の皆さんとともに力を合わせて頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

産業振興対策特別副委員長（有道典広君） 副委員長に就任しました有道です。委員長ともども委員会で頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（秋山哲朗君） 続きまして、観光振興対策特別委員会の委員長さん、副委員長さんお願ひします。

観光振興対策特別委員長（安富法明君） このたび観光振興対策特別委員会の委員長を仰せつかりました安富法明です。合併がなりまして新市の一番大きな課題として、人口減少社会にどう対応するかっていう課題があります。本市の抱える観光資源を有効に生かしながら、これが新市にどう貢献できるかが最大の課題になるうかというふうに思っております。執行部の方からの新市の観光振興対策も併せて、足並みをそろえて、本市発展のために貢献できたらというふうに思っております。皆様方の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

観光振興対策特別副委員長（下井克己君） 副委員長の下井克己と申します。皆さん、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（秋山哲朗君） 続きまして、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長さん、副委員長さんお願いします。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） このたび交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長を仰せつかりました西岡でございます。この問題は、特に市民の皆様に着した問題が多くあると認識をしております。執行部の皆様、そして委員の皆様と力を合わせて市民のニーズにこたえる、答えが出せるよう努力していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

交通・情報ネットワーク化推進特別副委員長（萬代泰生君） 副委員長の萬代です。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（秋山哲朗君） 日程第31、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第12項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員の派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について、議長に委任いただきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が

生じた場合は、変更の決定について、議長に委任いただくことに決しました。

お諮りいたします。日程第32、議案第27号美祢市副市長の選任についてを日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号を日程に追加することに決しました。

地方自治法第117条の規定により、林総務部長の御退席をお願いいたします。

〔総務部長 林 繁美君 退席〕

議長（秋山哲朗君） 日程第32、議案第27号美祢市副市長の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日提出いたしました追加議案1件について御説明を申し上げます。

議案第27号は美祢市副市長の選任についてであります。現在空席となっております美祢市副市長に林繁美氏を6月28日をもって選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました追加議案1件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

議案第27号美祢市副市長の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第27号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第27号を採決いたします。本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

林総務部長の復席を許可いたします。

〔総務部長 林 繁美君 復席〕

議長（秋山哲朗君） 只今議会におきまして、副市長の任命に同意されましたのでお知らせいたします。

この際、副市長さんよりごあいさつをお願いいたします。

総務部長（林 繁美君） お許しをいただきまして一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

只今は村田市長より議案提案のありました、美祢市副市長の選任につきまして、美祢市議会の御同意を賜りましてまことにありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

さて、本年3月21日に一市二町が合併いたしまして新生美祢市が誕生いたしました。しかしながら、私たち中山間地域の自治体といたしまして諸課題が山積しておる次第でございます。この諸課題を一つずつ解決していくためにも村田市長の市政のかじ取り役のよきサポート役として、また副市長として職責を全うしてまいりたいと思います。どうぞ議長さんを初め、市議会議員の皆様方、今まで以上の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて平成20年第1回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆様は4時30分から会議室において会派代表者会議を開きますので、会派の会長さんは御出席のほどお願いいたします。

午後4時19分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年6月27日

美祿市議会議長 秋小哲詞

会議録署名議員 西岡晃

” 荒山光広